

地方からの提案(全体)

参考資料1

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(210件)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
山鹿市	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地方自治法施行規則に定める歳出予算節の義務付けの規制緩和	地方自治体の歳出予算の節について定めた地方自治法施行規則第15条第2項「節の区分は、別記のとおり定めなければならない」の規定について、地方自治体において任意の節の設定が可能な制度とする。	地方自治法施行規則第15条第2項	総務省	
神奈川県 重点1	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和	保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条	厚生労働省	北海道、静岡県、大阪府、岡山県、宮崎市
神奈川県 重点49	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建築	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の經由事務の廃止	国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の經由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。	建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4 建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2	国土交通省	岩手県、滋賀県、京都府、島根県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
小都市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入	後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。	高齢者の医療の確保に関する法律 施行令第23条第1号 介護保険法施行令第42条	厚生労働省	酒田市、いわき市、ひたちなか市、文京区、川崎市、小松市、福井市、長野市、多治見市、焼津市、伊豆の国市、豊橋市、津島市、大津市、京都市、大阪市、松原市、田原本町、松江市、広島市、光市、山陽小野田市、徳島市、今治市、東温市、福岡市、飯塚市、田川市、五島市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
長崎市	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	一般廃棄物(尿尿)の処理手数料徴収を委託した場合における制限の緩和	一般廃棄物(尿尿)の収集運搬等を委託する場合に、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第4条第1項第6号	環境省	延岡市
長崎市 重点27	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大	駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適用除外の項目を拡大すること。	駐車場法施行令第7条第2項	警察庁、国土交通省	
豊川市 重点2	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	放課後児童支援員の要件の緩和	・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業者等の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。 ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、名古屋市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、庄原市、徳島県、熊本県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
狛江市 重点13	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	小規模多機能型居宅 介護の日中の通い サービスに係る従業 者の員数の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和する。	指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準 第63条	厚生労働省	仙台市、北 九州市
狛江市 重点14	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	訪問介護のサービス 提供責任者の人員に 関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者について、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。 総合事業の現行の訪問介護相当のサービスについても同様に訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第4項 介護保険法施行規則等の一部を改正 する省令(平成27年厚生労働省令第4 号)附則第2条第3号及び第4条第3号 の規定によりなおその効力を有するも のとされた指定介護予防サービス等の 事業の人員、設備及び運営並びに指 定介護予防サービス等に係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関 する基準第5条第4項	厚生労働省	酒田市、ひ たちなか 市、八王子 市、長崎 市、熊本市
狛江市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	通所介護のサービス と通所型サービスAを 同一事業所において 実施する場合におけ る定員の基準の緩和	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の要件を緩和する。 総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。	「介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン」についてのQ&A[平 成27年8月19日版]問12	厚生労働省	ひたちなか 市、世田谷 区、各務ヶ 原市
茅ヶ崎市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	児童扶養手当におい て転出と同時に資格 喪失となる場合の資 格喪失手続きの規制 緩和	転出と同時に児童扶養手当が資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手 続きができるようにされたい。	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行規則第11条 『児童扶養手当及び特別児童扶養 手当関係法令上の疑義について』 (厚生省児童家庭局企画課長通知 昭和48年 児企第28号)	厚生労働省	ひたちなか 市、朝霞 市、川崎 市、平塚 市、豊橋 市、香川 県、新宮 町、宮崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
今治市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。 そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	いわき市、常総市、ひたちなか市、秩父市、日高市、文京区、横浜市、厚木市、小松市、北方町、伊豆の国市、豊田市、京都市、大阪市、高槻市、出雲市、光市、山陽小野田市、徳島市、宇和島市、西予市、東温市、飯塚市、田川市、五島市、宮崎市、鹿児島市
豊田市 重点22	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報情報は、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号	内閣府、総務省、厚生労働省	矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和水町、菊陽町、南阿蘇村、氷川町、津奈木町、錦町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
豊田市 重点22	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	予防接種法による予 防接種の実施に関す る事務において情報 連携により照会可能 な特定個人情報の追 加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、予防接種に関する記録に関する情報がある。 しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	内閣府、総務省、厚生 労働省	矢野町、ひたちなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山口県、防府市、美祿市、福岡県、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、笠野野町、春日市、大野城市、宗像市、大宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福岡市、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長峰県、藤原市、鎌早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、菊陽町、和木町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東牟婁町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原町、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
豊田市 重点46	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	地方自治体の裁量により健全性に 応じた効率的な橋梁点検を可能とする 点検手法・頻度等の弾力化・事務の簡 素化	初回点検を除く近接目視点検結果の健全 性がと診断された橋梁(跨線橋、跨道橋 を除く)については、健全性に 応じ地方自治体の裁量で適切なサイ クルで点検し、また小型無人機の新 技術を活用した近接目視以外の点検 手法を導入し、効率的かつ安全性の 高い橋梁点検を可能とするよう、道 路法施行規則第4条5の5において一 律に定められている点検手法・頻度 の弾力化など事務の簡素化を求める。	道路法施行規則第4条の5の5	国土交通省	仙台市、日立市、ひたちなか市、八王子市、魚沼市、富山市、南砺市、福井市、伊豆の国市、弥富市、飛島村、津市、福知山市、堺市、八尾市、出雲市、岡山市、広島県、廿日市市、高松市、宇和島市、西条市、大牟田市、久留米市、長崎市、五島市、宮崎市、鹿児島市
豊田市 重点29	B 地方 に対する規制 緩和	その他	水道法に基づく給水区域の縮小に係る 許可基準の明確化	水道法において、区域内から給水申請の 申し込みがあった場合、地形等の諸条 件から上水道管の新設または施設の増 設に膨大な費用がかかることが想定さ れても、拒否することができないと定め られている。そこで、水道法に基づく 給水区域縮小に係る許可基準の明確化 を求める。	水道法	厚生労働省	北海道、徳島県
上越市 重点23	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	市町村運営有償運送における持ち込み 車両の使用を可能にする	市町村運営有償運送で使用する車両に ついて、運行委託先の企業等が用意す る車両を使用することができることに して頂きたい。	道路運送法第79条の4第1項第6号 道路運送法施行規則第51条の9 市町村運営有償運送の登録に関する 処理方針について(平成18年国自旅 第141号) 自家用有償旅客運送についてよく あるご質問	国土交通省	伊豆の国市、滋賀県、福知山市
中津川市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	総務省所管一般会計補助金等に係る財 産処分承認基準における包括承認事 項の条件緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財 産処分承認基準において、包括承認事 項に該当する条件として、第22(1)に おいて、経過年数が「10年以上」とあ るところを、「概ね10年」への改正	総務省所管一般会計補助金等に係る 財産処分承認基準	総務省	京都府

団体名	提案区分		提案事項【事項名】	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
長洲町 重点2	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	放課後児童クラブと放 課後子供教室を一体 実施する際の職員配 置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	児童福祉法 放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準(平成26年4 月30日厚生労働省令第63号) 放課後子ども教室推進事業等実 施要綱	文部科学省、厚生労働 省	
長洲町 重点1	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	保育所等における保 育士の配置基準の緩 和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に应じることが可能となるよう緩和を求める。	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準 特定教育・保育等に要する費用 の額の算定に関する基準等の改正 に伴う実施上の留意事項について (平成28年8月23日府子本第571 号・28文科初第727号・雇児発0823 第1号)	内閣府、厚生労働省	福島県、逗 子市、知多 市、浅口 市、新宮 町、大村市
一宮市	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	小売活動等を含めた 地方卸売市場の運営 に係る法解釈の明確 化等により、地方の特 色を生かした市場運 営を可能とすること。	場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。	卸売市場法第2条第2項	農林水産省	豊田市
高知県 重点5	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	子育て援助活動支援 事業(ファミリー・サ ポート・センター事業) の子どもの預かり場 所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること	児童福祉法第6条の3第14項、児童 福祉法施行規則第1条の32の4、子 育て援助活動支援事業(ファミリー・ サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	盛岡市、ひ たちなか 市、大阪 府、箕面 市、加西 市、宇美 町、新宮 町、都城市

団体名	提案区分		提案事項【事項名】	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
神戸市 (共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	B 地方 に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。	農業振興地域の整備に関する法律第13条 同法施行令第10条	農林水産省	吉田町、亀岡市、宇和島市
雲南市	B 地方 に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施	児童発達支援と放課後等デイサービスにおける人員配置基準及び設備基準について、定員数が少数である場合等には、両事業の指導員又は保育士の兼務及び同一の施設での実施を認めていただきたい。	児童福祉法 第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	厚生労働省	港区
雲南市	B 地方 に対する規制緩和	医療・福祉	サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し	人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。	児童福祉法 第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数)	厚生労働省	
松山市	B 地方 に対する規制緩和	その他	国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能な基幹統計調査では、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。	国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定 最終改正 平成23年6月17日)	総務省	旭川市、鹿角市、ひたちなか市、相模原市、福井市、軽井沢町、高山市、東浦町、城陽市、伊丹市、出雲市、徳島県、高松市、武雄市、大村市、宮崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
松山市 重点3	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県
鳴沢村、茨城県笠間市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	B 地方に対する規制緩和	その他	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることを市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるよう公職選挙法の改正を要望する。	公職選挙法第38条第1項、40条、第48条の2第5項及び第6項	総務省	ひたちなか市、福井県、多治見市、八代市
須坂市 重点1	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省	ひたちなか市、宇美町、新宮町
栃木県 重点48	A 権限移譲	医療・福祉	原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	毒物及び劇物取締法 第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令 第36条の7	厚生労働省	福島県、滋賀県、徳島県、宮崎県、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
栃木県 重点37	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。 具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考える。	土壌汚染対策法第4条第1項	環境省	北海道、八尾市、高松市、熊本市
別府市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	公費負担医療における特例的な自己負担上限額の算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額が適用されているが、この特例的な算定式を廃止し、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。	「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支払いについて」昭和48年10月30日 保発第42号・庁保発第26号 各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知	厚生労働省	ひたちなか市、豊橋市、豊田市、出雲市、飯塚市
九州地方知事会 重点41	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防災・安全	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿儿岛市
九州地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)	農林水産省	高松市

団体名	提案区分		提案事項【事項名】	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知) 肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い(平成20年3月31日 健疾発第0331003号)	厚生労働省	北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟県、静岡市、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市
九州地方知事会 重点48	A 権限移譲	医療・福祉	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	毒物及び劇物取締法 第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令 第36条の7	厚生労働省	福島県、滋賀県、徳島県
九州地方知事会 重点15	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。	介護保険法 § 115 の 32、 § 115 の 33、 § 115 の 34	厚生労働省	北海道、青森市、大阪府、鹿児島市
九州地方知事会	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する監査権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)	厚生労働省	北海道、新潟市、静岡県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
九州地方知事会	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)	厚生労働省	北海道、静岡県、大阪府
九州地方知事会 重点20	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	生活保護法第64条、65条	総務省、厚生労働省	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市
九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 重点22	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市
九州地方知事会 重点22	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
九州地方知事会 重点22	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	豊橋市
九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 重点22	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町
九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 重点22	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町
九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 重点22	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
岡山市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。 継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く) 申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。	地域再生法第5条、13条、 同法施行令第9条、 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条、 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、ひたちなか市、群馬県、八王子市、三鷹市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、三条市、富山市、長野県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都府、堺市、大津市、松原市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、熊本市、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県、鹿児島市
掛川市、袋井市 重点32	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。 この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	総務省、国土交通省	沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市
愛知県 重点34	B 地方 に対する規制 緩和	その他	PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	PFI事業契約が締結され、将来、公共又は公用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	地方自治法第238条の4第1項 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	総務省	宮崎市
愛知県	A 権限 移譲	農業・農地	農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支拂すべき債務の負担の手続きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	会計法第48条 ・予算決算及び会計令第140条第3項	農林水産省	埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	
広島県、中国地方知事会、宮城県	A 権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省	
広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川越市、船橋市、横浜市、新潟県、新潟市、石川県、長野市、大垣市、磐田市、豊橋市、豊田市、知多市、京都市、大阪府、堺市、箕面市、神戸市、伊丹市、倉吉市、徳島県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本県、宮崎市、宮崎市、延岡市、沖縄県
広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消に係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消等の事務ができない。そのため、平成28年国会答弁における厚生労働省局長答弁に関する検討を早期に進め、取消等の対象となる事案を把握できる仕組みを早急に構築すること。	児童福祉法第18条の5及19、児童福祉法施行令第19条、児童福祉法施行規則第6条の34	法務省、厚生労働省	北海道、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育対策総合支援事業費補助金の適切かつ円滑な事務の執行	保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を予算成立後速やかに周知・施行することで、県や市町の補助業務を円滑に実施する。	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	旭川市、山形県、海老名市、静岡県、浜松市、伊丹市、知多市、鳥取県、徳島県、北九州市、大村市、佐賀県、宮崎県、沖縄県
富山県 重点49	B 地方に対する規制緩和	産業振興	自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	自転車競技法第2条 自転車競技法施行規則第6条	経済産業省	福島県、川崎市、大阪府、広島県、愛媛県、大分県
越谷市 重点6	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	内閣府、厚生労働省	練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市
愛媛県【共同提案】 広島県、松山市、八幡浜市、愛南町	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築	地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。 ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。 ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。	地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、埼玉県、八王子市、神奈川県、新潟県、新潟市、三奈市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、富山市、愛知県、名古屋、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、大阪府、島根県、山口県、高松市、福岡県、五島市、熊本県、宮崎県、延岡市、鹿児島県、鹿児島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
愛媛県 【共同提案】 広島県	B 地方 に対する規制 緩和	その他	補助対象財産の財産 処分における補助金 返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助 金返還要件の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律 第22条 所管行政庁の補助金等に係る財産 処分承認基準(通達)	環境省	徳島県、福 井市
伊丹市 重点11	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	児童手当における学 校給食費の徴収権限 の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別 徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金につ いても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律 等の施行について(厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長通知 平成24年 雇児発0331第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第 11条	内閣府、文部科学省	旭川市、朝霞 市、新発田 市、大垣市、 多治見市、浜 松市、愛知 県、豊橋市、 箕面市、倉吉 市、倉敷市、 山陽小野田 市、大村市、 雲仙市、大分 県
全国市長会 重点23	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	道路運送法21条に基 づく実証運行期間の 緩和	道路運送法第21条第2号による実証運行実験においては、運行期間が1年以下でな ければ許可がでないこととなっているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を 目的として実施する実証運行路線と位置づけられる場合には、運行期間の延長等の 柔軟な取扱いを可能とすること。	・道路運送法第21条第2号 ・一般貸切旅客自動車運送事業者 及び一般乗用旅客自動車運送事業 者による乗合旅客の運送の許可の 取扱いについて(平成26年1月24日 付け国自旅第433号自動車交通局 長通知)	国土交通省	ひたちなか 市、伊豆の 国市、福知 山市、宮崎 市
宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	その他	指定都市都道府県調 整会議における加え ることのできる構成員 のうち地方議会から の代表者の選出方法 について、地方議会に 裁量権の付与	指定都市都道府県調整会議に加えることができる構成員について、地方自治法第 252条の21の2第3項第3号及び第6号の「選挙により」と法定化するのではなく、地方議 会において選出方法を決定することができるように見直す。	地方自治法第252条の21の2	総務省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
宮城県、山形県、広島県 重点16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録削除における都道府県知事の裁量権の付与	介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録削除における都道府県知事の裁量権の付与(「削除しなければならない」「削除することができる」又は同法第69条の39第3項第3号の規定を第69条の39第2項に移す)	介護保険法第69条の39第3項第3号	厚生労働省	岩手県、神奈川県、大阪府
宮城県、山形県、広島県 重点16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に5年 2年に)緩和する。	介護保険法第69条の2第1項第6号・7号	厚生労働省	岩手県、川崎市
宮城県、三重県、広島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準の見直し	常時在宅での介護を要する障害者が在宅での就労支援サービスを利用中に重度訪問介護等を利用できるようにすることを求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項(平成18年10月31日障発1031001号)	厚生労働省	
宮城県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金等における配分額の算出方法の明示	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、交付金を配分した後に、当該配分額の算出方法を明示する。	・強い農業づくり交付金の配分基準について第2 ・農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第2 ・産地パワーアップ事業実施要領第19の4	農林水産省	福島県、石川県、京都府、宇和島市、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	強い農業づくり交付金 等における前々年度 の不用額の配分額へ の反映に係る不用額 の算出から入札請差 の除外	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業 について、前々年度の不用額の算出に入札請差が含まれるが、不用額の算出に当 たっては、入札請差を除外する。	・強い農業づくり交付金の配分基準 について第3 ・農畜産物輸出拡大施設整備事業 交付金の配分基準について第3 ・産地パワーアップ事業実施要領第 19の4	農林水産省	福島県、栃 木県、石川 県、京都 府、奈良 県、宇和島 市、佐賀県
宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	農林水産省が所管す る補助金等の申請手 続きの早期開始につ いて	交付額の内示後に行っている事業計画の事前協議等を内示前にも行えるようにしてい ただきたい。	農林水産省大臣官房経理課「補助 金等・委託費交付事務の取扱いに ついて」の一部改正について	農林水産省	福島県、栃 木県、滋賀 県、宇和島 市、熊本市
宮城県 重点45	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	河川管理施設の維持 又は操作等の委託を うけることができる者 の要件の見直し	河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、河川管理施設の操作等は地方 公共団体、河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人 若しくは一般財団法人とされているが、地域の実情に応じてそれ以外の地元自治会 や企業等にも委託可能となるようにしていただきたい。	河川法第99条 河川法施行規則第37条の6	国土交通省	埼玉県、新 潟市、福井 市、長崎県
宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	河川敷地占用許可に ついて、個人に対し菜 園等を設置できるよ う許可要件の見直し	河川敷地占用許可準則第6占用主体、第7占用施設に、個人が設置する菜園を追加し ていただきたい。	河川敷地占用許可準則	国土交通省	仙台市、長 崎県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
宮城県、広島県 重点30	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。	農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項	農林水産省、国土交通省	福井県、高松市
忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 重点47	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。 大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行空域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。 大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。	航空法第132条の2	国土交通省	ひたちなか市
高知県 重点5	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し	地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県
鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	内閣府	福島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	内閣府	沖縄県
鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	その他	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	整備法第124条 同法施行規則第34条	内閣府	福島県、山梨県、愛媛県
鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 重点23	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。	・道路運送法第78条第3号 ・道路運送法第82条	国土交通省	伊豆の国市
鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県 重点23	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	道路交通法第44条、第46条	警察庁、国土交通省	ひたちなか市、新潟市、魚沼市、伊豆の国市、福知山市、防府市、大村市、宮崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 重点13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準第65条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について	厚生労働省	酒田市
鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川崎市、船橋市、柏市、横浜府、新潟県、新潟市、福井市、長野市、浜松市、大垣市、豊田市、豊橋市、豊田市、知多市、堺市、箕面市、伊丹市、倉吉市、浅口市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市、沖縄県
鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	准看護師試験実施方法の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。	保健師助産師看護師法	厚生労働省	北海道、福島県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
鳥取県、関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の同意に関する事項の記載を不要とする。	放送法施行規則第143条から第145条まで	総務省	多治見市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
岐阜県、本巣市 重点2	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	庄原市、沖縄県
岐阜県、中津川市 重点2	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	厚生労働省	
大阪市 重点10	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、小牧市
大阪市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新発田市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点43</div>	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の手續・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手續の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府<防災担当>)	内閣府、金融庁、財務省	常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市
伊豆市	B 地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えることから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めるもの。	地方自治法第286条第1項、第290条	総務省	ひたちなか市、川崎市、宮崎市、
福井市	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	漁港施設用地等利用計画の変更手續の簡素化	漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手續の際に求められる書類について、提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手續きの省力化及び簡素化を求める。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」第5 漁港施設用地等利用計画の変更	農林水産省	ひたちなか市、熊本市
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手續きの撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	奈良県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県、京都 市、堺市、神 戸市	A 権限 移譲	運輸・交 通	一般乗合旅客自動車 運送事業の許認可等 権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、 事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限につ いて、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、 府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、94条	国土交通省	
川崎町	B 地方 対す る規 制 緩和	その他	審査請求の対象外と なる却下処分手続き の簡略化	電話対応、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明ら かに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続きの簡略化 (裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。	行政不服審査法	総務省	ひたちなか 市、松原 市、宇美 町、
岩手県、秋田 県、奥州市	B 地方 対す る規 制 緩和	その他	地方創生推進交付金 の手續に係る規制緩和	事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減 額等)を弾力化する。 内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める。	地域再生法第13条 同法施行令第9条 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、旭川市、鹿 角市、福島県、郡山 市、茨城県、ひたち なかつ市、群馬県、八 王子市、神奈川県、 新潟県、三条市、石 川県、長野県、岐阜 県、静岡県、富士 市、愛知県、名古屋 市、豊橋市、半田 市、小牧市、滋賀 県、城陽市、島根 県、広島県、山口 県、高松市、愛媛 県、五島市、熊本 市、宮崎県、鹿児島 県、鹿児島市
岩手県	B 地方 対す る規 制 緩和	農業・農 地	農林水産業施設災害 復旧事業の補助率増 高申請手続きに係る 規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増 高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。	農林水産業施設災害復旧事業費国 庫補助の暫定措置に関する法律施 行規則第1条	農林水産省	福島県、浜 松市、豊田 市、岡山 県、鳥取 県、島根 県、浜田 市、宇和島 市、熊本 市、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
徳島県 重点46	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	新技術等を活用した 橋梁点検を可能とす るための点検手法の 緩和	近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IoT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる、近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	道路法施行規則第4条の5の5	国土交通省	仙台市、八王子市、三鷹市、新潟市、岐阜県、静岡県、豊田市、豊橋市、津市、堺市、鳥取県、岡山県、広島県、廿日市市、美馬市、宇和島市、西条市、大牟田市、佐賀県、長崎市、宮崎市、鹿児島市
徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 重点11	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	学校教育法第19条 学校給食法第11条 要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について(文初財第二一号昭和三九年二月三日文部省初中局長・体育局長通達)	文部科学省	石巻市、ひたちなか市、千代田区、多治見市、浜松市、愛知県、城陽市、山陽小野田市、大分県
金沢市 重点15	A 権限 移譲	医療・福 祉	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	厚生労働省	北海道、姫路市、鹿児島市
奈良県	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
奈良県 重点7	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	幼稚園等に課されて いる設置者管理主義 の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	ひたちなか 市
全国知事会、 全国市長会、 全国町村会 重点2	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	放課後児童健全育成 事業の設備及び運営 に関する基準に係る 「従うべき基準」の廃 止又は参酌化	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	児童福祉法第34条の8の2第2項、 放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基(平成26年4月30 日厚生労働省令第63号)、放課後 児童支援員等研修事業実施要綱	厚生労働省	旭川市、秋 田県、ひた ちなか市、 静岡県、伊 豆の国市、 豊橋市、島 根県、防府 市、徳島 県、北九州 市、熊本 県、宮崎県
全国知事会、 全国市長会、 全国町村会 重点23	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	コミュニティバス等が 路線バス停留所を利用 する場合の基準の 明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	道路交通法第44条、第46条	警察庁、国土交通省	鳥取県、ひ たちなか 市、新潟 市、伊豆の 国市、福知 山市、防府 市、宮崎県
山形県、青森 県、宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	感染症病床と結核病 床の区分解消による 結核入院体制の見直 し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運営することができるよう制度や取扱いを見直していただきたい。	医療法第七条	厚生労働省	福島県、川 崎市、新潟 県、豊橋 市、愛媛 県、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
熊本市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	災害救助法における現物給付の原則	内閣府	北海道、仙台市、ひたちなか市、上越市、多治見市、亀岡市、北九州市、熊本市
埼玉県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。	大気汚染防止法 第18条の15(特定粉じん排出等作業の実施の届出)、第28条(資料の提出の要求等) 建設リサイクル法 第10条(対象建設工事の届出等)	環境省	徳島県
埼玉県	A 権限移譲	その他	国の会計事務に関する受任権限の指定都市への付与	指定都市が国の会計事務(以下、国費事務という)について、委任を受けることを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで行えるようにする。	会計法第48条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	財務省	神奈川県
埼玉県	A 権限移譲	土木・建築	市町村土地区画整理事業に係る意見書提出先の市町村長への変更	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際の意見書の提出先を市町村長とする。 また、市町村長は提出された意見書を市町村都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとする。	土地区画整理法第55条第2項、第3項	国土交通省	ひたちなか市

団体名	提案区分		提案事項【事項名】	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
埼玉県	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定	プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。	地方創生推進交付金制度要綱 第9-2 プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡(平成29年2月9日内閣府) 地方創生推進交付金等の採択事業の事業着手について(内閣府) 地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成29年4月28日内閣府)	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、富山市、愛知県、豊橋市、滋賀県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、熊本市、宮崎県、鹿児島県
埼玉県 重点32	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用	建設・買取り・借上げに整備手法を限定している公営住宅法等の規定を改正し、特定公共賃貸住宅や、地方公共団体が独自に整備した賃貸住宅や職員住宅など、公営住宅法に基づかず整備された住宅(以下「その他住宅」という)について、公営住宅法に基づく公営住宅への転用を可能とする。 なお、民間住宅については買取りや借上げにより公営住宅にすることができるのに対して、自己保有のその他住宅については公営住宅に転用できないとする合理的理由はないと考える。	公営住宅法第2条	国土交通省	
三重県、宮城県、広島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化	地域少子化対策重点推進事業実施要領において、具体的な審査方法(審査体制、審査手続き、審査担当有識者名)等を記載したうえで、どの段階でどのような判断が出たのかも全ての申請自治体に公開し、審査方法の透明化を図ること。 公平な審査を推進するため、具体的な審査基準(単価の上限や委託金額の上限等数値で客観的に判断できるもの)を記載したうえで、全ての申請自治体に公開し、円滑に事業構築ができるよう支援すること。 審査スケジュールを明確に記載し、地方の予算や事業遂行に影響を与えないようにすること。	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第4条、第5条、同実施要領3(4)	内閣府	旭川市、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、横浜市、石川県、静岡県、浜松市、京都府、大阪府、島根県、岡山県、山口県、高松市、佐賀県、熊本市
山口県、中国地方知事会 重点15	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改める。	介護保険法 § 115 の 32、 § 115 の 33、 § 115 の 34	厚生労働省	北海道、青森市、大阪府、鹿児島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
長野県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	ひとり親家庭等への 学習支援に関する国 庫補助体系の見直し	生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援の国庫補助制度について、両制度の対象者を一括して支援するため、ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。	・ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(子どもの生活・学習支援事業) ・母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 ・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業) ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱 ・平成28年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&A」問1、2	厚生労働省	山形県、栃木県、石川県、静岡県、大阪府、徳島県、北九州市
長野県	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	二級建築士試験及び 木造建築士試験の事 務手続きの簡素化	二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準案等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付けを廃止する。	建築士法第28条	国土交通省	山形県、群馬県、石川県、静岡県、京都府、倉吉市、佐賀県、大分県
長野県 重点19	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	介護福祉士国家試験 受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	文部科学省、厚生労働省	酒田市、埼玉県、神奈川県、川崎市、軽井沢町、大阪府、鹿児島市
鳥取県、山口 県、徳島県 重点39	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	文化財保護行政の所 管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に 従い首長部局でも所管できるようにする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 文化財保護法	内閣官房、文部科学省	ひたちなか市、徳島市、鹿児島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
半田市 重点2	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	放課後児童健全育成 事業における、職員の 資格制限に関する規 定の緩和	中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	・放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準(平成二十 六年四月三十日厚生労働省令第六 十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実 施要綱」	厚生労働省	秋田県、福島 県、ひたちな か市、逗子 市、静岡県、 磐田市、豊橋 市、京都府、 亀岡市、出雲 市、倉敷市、 浅口市、徳島 県、北九州 市、佐賀県、 熊本県
奥州市 重点9	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	児童扶養手当受給者 が公的年金給付金を 遡及受給した際の事 務負担の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付を遡及して受給し、公的年金給付額が児童扶養 手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡っ て手当を返還させる必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還 額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。	児童扶養手当法第3条及び第13条 の2 児童扶養手当法施行令第6条の3及 び4	厚生労働省	福島県、郡山市、 群馬県、川崎市、 平塚市、厚木市、 海老名市、新潟 市、大垣市、多治 見市、静岡県、沼 津市、磐田市、豊 橋市、春日井市、 城陽市、箕面市、 伊丹市、出雲市、 山陽小野田市、徳 島県、高松市、飯 塚市、春日市、熊 本県、宮崎市、延 岡市、鹿児島県
奥州市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	ひとり親家庭等日常 生活支援事業の実施 要件の緩和及び家庭 生活支援員の登録要 件の弾力化	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の「家庭生活支援員」について、ファミリー・サ ポート・センター事業における援助会員を「家庭生活支援員」としてみなすことを可能と する等、登録要件を緩和するとともに、「子育て支援」事業の実施要件について、「家庭 生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	ひとり親家庭等日常生活支援事業 実施要綱	厚生労働省	平塚市、海 老名市、出 雲市、北九 州市、長崎 市
矢巾町	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方創生推進交付金 における事業計画変 更要件緩和と交付ス ケジュール迅速化	<地方創生推進交付金> 事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減 額等)を弾力化する 内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める 計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケ ジュールを示す	地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10 条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、旭川市、 秋田県、鹿角市、 福島県、ひたちな か市、群馬県、八 王子市、神奈川 県、三条市、長野 県、静岡県、富士 市、愛知県、名古 屋市、豊橋市、半 田市、小牧市、滋 賀県、城陽市、広 島県、山口県、高 松市、愛媛県、五 島市、熊本市、宮 崎県、宮崎市、鹿 児島県、鹿児島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
洋野町	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方創生推進交付金 及び地域再生計画認 定手続の改善	<地域再生計画> 地方創生推進交付金の実施計画採択後に地域再生計画の認定申請を受け付ける。 <地方創生推進交付金> 実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。 <制度全体> 計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10 条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、旭川 市、秋田県、群 馬県、ひたちな か市、神奈川 県、三条市、静 岡県、富士市、 愛知県、名古 屋市、豊橋市、 滋賀県、兵庫 県、広島県、山 口県、高松市、 愛媛県、宮崎 県、延岡市、鹿 児島県
岐阜市 重点20	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	生活保護法第7条に 規定する保護申請者 の追加。	生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	生活保護法第7条、生活保護法別 冊問答集問9 - 2	法務省、厚生労働省	日立市、ひた ちなか市、多 治見市、島田 市、豊田市、 豊橋市、京都 府、京都市、 大阪府、岡山 県、北九州 市、雲仙市、 熊本市、大分 県
京都市、鳥取 県、徳島県、 堺市	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	市民農園開設に係る 特定農地貸付事務の 簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会 への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の 業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	特定農地貸付けに関する農地法等 の特例に関する法律第3条	農林水産省	
京都市、滋賀 県、兵庫県、 和歌山県、徳 島県、堺市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	住民監査請求の不適 法却下要件の見直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適法な ものとして却下することができることとする。	地方自治法第242条	総務省	郡山市、ひ たちなか 市、多治見 市、浜松 市、山陽小 野田市、沖 縄県、

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参酌して監査委員が定めることができるようにすること。	地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式	総務省	郡山市、ひたちなか市、新宿区、浜松市、山陽小野田市、熊本市、沖縄県
京都市、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪市	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の監査期間の規定の見直し	住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこととする。 監査委員が、事案に応じ、60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の提起については、の期間又はの延長後の期間の経過後に行うことができることとする。	地方自治法第242条第5項及び第242条の2第2項第3号	総務省	郡山市、ひたちなか市、福井市、浜松市、門真市、山陽小野田市、高松市、熊本市
広島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聴取することで議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条～第15条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条	厚生労働省	埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、滋賀県、京都市、熊本市
広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求める。	社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条	厚生労働省	岩手県、酒田市、福島県、川崎市、新潟市、府中町

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
広島市 重点18	A 権限移譲	医療・福祉	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8	厚生労働省	川崎市、大阪府、沖縄県
広島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	酒田市、ひたちなか市、練馬区、各務ヶ原市、名古屋市、京都市、伊丹市、北九州市、熊本市、宮崎市
広島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型と地域密着型を合わせた総数に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が整ったときは、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにすることを求める。	介護保険法第117条第2項・第9項・第10項、第118条第2項	厚生労働省	ひたちなか市、川崎市、鹿児島市
広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞込みを可能として欲しい。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	ひたちなか市、群馬県、横浜市、平塚市、海老名市、新潟市、長野県、静岡県、京都府、高松市、山陽小野田市、北九州市、長崎市、大分県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
広島市 重点25	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	道路占用許可に係る 基準の弾力化	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、道路占用許可基準の弾力化を求める。	道路法第33条第1項	国土交通省	川崎市、福 井市
新潟市 重点23	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	道路運送法21条に基 づく実証実験の1年要 件の緩和	社会実験による一般乗合旅客自動車運送については、道路運送法第21条第2号に基づき、「一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うもの」として、平成18年9月15日付通達「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」により、実証実験等に限定して原則として1年以下の期限を付して許可されているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験としての許可期限を3年以下に緩和することを求めるもの。	道路運送法第21条 「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」(平成18年9月15日付 国自旅第140号 自動車交通局長通達)	国土交通省	ひたちなか 市、伊豆の 国市、福知 山市、徳島 県、大村 市、宮崎市
新潟市 重点23	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	地域公共交通会議に おいて協議すべき案 件の規制緩和	地域公共交通会議で協議が調った一般乗合旅客自動車運送については、運賃や路線等を変更しようとするときに、地域公共交通会議での協議を調え運輸局へ届けるが、すでに協議が調っている路線の軽微な変更については、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得ることなく運輸局へ届けられるようにすることを求めるもの。	道路運送法第9条第4項 道路運送法施行規則第9条第2項 道路運送法第15条第1項 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付 国自旅第161号 自動車局長通達)	国土交通省	ひたちなか 市、柏市、 三条市、伊 豆の国市、 福知山市、 西宮市、和 歌山市、大 村市、延岡 市
新潟市	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	区地域協議会構成員 要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制の緩和を求めるもの。	法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項	総務省	川崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
栃木市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	子育て短期支援事業 の実施に関する見直 し又は明確化	介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	児童福祉法第6条の3第3項、児童 福祉法施行規則第1条の4、子育て 短期支援事業実施要綱、子ども・子 育て支援交付金交付要綱	厚生労働省	いわき市、 川崎市、焼 津市、寝屋 川市
八王子市 重点14	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	訪問介護における サービス提供責任者 の兼務対象事業につ いて規制緩和	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和を求める。	指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平成 11年3月31日厚生省令第37号)第 5条第4項	厚生労働省	酒田市、ひ たちなか 市、静岡 県、熊本 市、長崎市
高岡市 重点4	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	子ども子育て支援法 における支給認定の 年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	子ども・子育て支援法第19条、学校 教育法第26条	内閣府、文部科学省	福島県、ひ たちなか 市、北 九州市
特別区長会 重点26	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	駅前広場等における 立体道路制度の道路 の適用要件の緩和	駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第12の11及び建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	・道路法第47条の7(道路の立体的 区域の決定等) ・都市計画法第12条の11(道路の上 空又は路面下において建築物等の 建築又は建設を行うための地区整 備計画) ・建築基準法第44条(道路内の建築 制限)	国土交通省	川崎市

団体名	提案区分		提案事項【事項名】	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
特別区長会	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	身体障害のない高次 脳機能障害者に対し ての自立訓練(機能 訓練)実施のための 対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第12項で規定される「自立訓練」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条の7第1号「機能訓練」及び第2号「生活訓練」としてそれぞれ対象者、支援の内容が定められているが、障害の種別によらず、いずれの自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7	厚生労働省	北海道、ひ たちなか 市、埼玉 県、新潟 県、高山 市、多治見 市、大阪 府、岡山 県、長崎 県、熊本 市
指定都市市長 会 重点21	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	無料低額宿泊事業に 係る届出制を許認可 制に変更	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。	社会福祉法第2条第3項第8号 同法69条、72条 平成27年4月14日付け社援発0414 第7号厚生労働省社会・援護局長通 知「社会福祉法第2条第3項に規定 する生計困難者のために無料又は 低額な料金を宿泊所を利用させる 事業を行う施設の設備及び運営に ついて」の一部改正について(通 知)	厚生労働省	埼玉県、千 葉県、新潟 市、名古屋 市、大阪 府、福岡 市、熊本市
指定都市市長 会	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	施設型給付費等の算 定方法に係る事務(処 遇改善等加算に係る 事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。	・子ども・子育て支援交付金交付要 綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、 特別利用教育、特定地域型保育、 特別利用地域型保育、特定利用地 域型保育及び特例保育に要する費 用の額の算定に関する基準(平成 27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善 等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	旭川市、仙台 市、秋田市、山 形市、ひたちな か市、川越市、 海老名市、静岡 県、城陽市、豊 田市、大阪府、 伊丹市、浅口 市、山陽小野田 市、徳島県、北 九州市、新宮 町、佐賀県、長 崎市、大村市、 熊本市、延岡市
指定都市市長 会	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	施設型給付費等の算 定方法に係る事務(管 外受委託児童に係る 請求及び支払事務) の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。	・子ども・子育て支援交付金交付要 綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、 特別利用教育、特定地域型保育、 特別利用地域型保育、特定利用地 域型保育及び特例保育に要する費 用の額の算定に関する基準(平成 27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善 等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、ひ たちなか市、海 老名市、静岡 県、豊田市、 知多市、大阪 府、伊丹市、 山陽小野田 市、北九州 市、新宮町、 大村市、熊本 市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の事務手続きの簡素化	子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府	盛岡市、福島県、ひたちなか市、逗子市、海老名市、新潟市、大垣市、静岡県、倉敷市、山陽小野田市、高松市、今治市、北九州市、宇美町、大村市
黒石市、青森県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	法務省、厚生労働省、農林水産省	藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎市
指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞込みを可能として欲しい。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	ひたちなか市、群馬県、横浜市、海老名市、新潟市、三条市、長野県、静岡県、京都府、大津市、山陽小野田市、高松市、北九州市、大村市、長崎市、大分県
指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	酒田市、ひたちなか市、各務ヶ原市、名古屋市、北九州市、熊本市、宮崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
松戸市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	特定教育・保育施設 及び特定地域型保育 事業に対する認可制 度に基づく施設監査 及び確認制度に基 づく確認監査の強化	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるよう明確化を求める	・児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日(平成28年6月20日一部改正)府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号) ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号)	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、川 越市、海老 名市、知多 市、京都 市、箕面 市、徳島県
宇治市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	保育所等整備交付 金・認定こども園施設 整備交付金の申請手 続き	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合に、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定」していることに準ずることを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。	保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱 平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について 平成29年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働 省	福島県、福井 市、磐田市、 伊丹市、浅口 市
宇治市 重点1	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	保育所・認定こども園 における代替職員の 特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きょ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	ひたちなか 市
大分県 重点39	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	文化財を活用した観 光振興、地域振興を 図るための法制の見 直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第23条第1項第2号	内閣官房、文部科学省	鹿児島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
箕面市 重点4	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	特定教育施設・保育 施設における定員減 少時の市町村の関与 強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、横 浜市、長野 市、磐田 市、出雲 市、北九州 市
横浜市 重点11	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校給食費における 私人への徴収委託の 実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列举に債権名を追加する 学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	千代田区、 豊橋市、京 都府、大阪 府、山陽小 野田市、大 村市、大分 県
京都府、大阪 府、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島 県、京都市 重点19	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	介護福祉士試験受験 資格に必要な「介護福 祉士実務者研修」の 受講時間見直し	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	社会福祉士及び介護福祉士法第40 条 社会福祉士介護福祉士養成施設指 定規則第7条の2	厚生労働省	酒田市、川 崎市、高山 市、鹿児島 市
京都府、大阪 府、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島 県、京都市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	介護福祉士修学資金 等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める 仕組みとする	介護福祉士修学資金等貸付制度実 施要綱	厚生労働省	川崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
京都府、兵庫県、和歌山県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	港湾法第2条第6項に規定する国の施設認定の弾力的な運用	既設港湾施設のうち、港湾法上、港湾施設とみなされていない施設に対する国の施設認定の弾力的な運用を求める。 具体的には、事務連絡の改正等により、臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も港湾施設として位置付けられるような措置を講じていただきたい。	・港湾法第2条第6項 ・平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」	国土交通省	
京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託に係る事務の簡素化	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、実施(継続を含む。)にあたって事前に地方整備局等担当課との包括協議を行うこととされているため、当該包括協議を廃止するなど事務の簡素化を図ること。	(平成4年4月30日 建設省道総発第192号、建設省道二発第12号、建設省道地発第17号) 道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について	国土交通省	
京都府、徳島県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備	食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は喫緊の課題であり、これを円滑に進める法制を整備されたい。	食品衛生法	厚生労働省	旭川市、三鷹市、宮崎県
京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し	「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化	地域の魅力再発見食育推進事業実施要領	農林水産省	川崎市、石川県、佐賀県、大分県、宮崎市、鹿児島県

団体名	提案区分		提案事項【事項名】	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
群馬県、福島県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直し	医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する。	医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3等	厚生労働省	旭川市、岩手県、茅ヶ崎市、長野県、静岡県、愛知県、京都府、熊本市、北九州市、沖縄県
香川県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定事業所集中減算の制度の見直し	居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27度の介護報酬改定前の制度に戻すことを求める。	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表イ注6 厚生労働大臣が定める基準83	厚生労働省	川崎市、新潟市、高山市、大津市、大阪府、島根県、徳島県、高松市
香川県 重点40	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について	「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について」(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の推薦については、日本学生支援機構の「在学採用」に限り適用されているが、「予約採用」についても適用をお願いするもの。	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知) ・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知)	文部科学省	宮崎県
新潟県、茨城県、群馬県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生関係交付金の運用の見直し	地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールでは、継続事業以外は年度当初から事業着手できない。交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めるなどし、年度当初から事業着手できるようにすること。 また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。	地域再生法第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第10条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、郡山市、ひたちなか市、神奈川県、三条市、石川県、金沢市、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、大阪府、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、鹿児島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
静岡県	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	浄水場発生土のうち 浄水処理前に発生す る土砂の廃掃法上の 「廃棄物」の対象から の除外	「浄水場の沈殿池より生ずる汚泥」は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、沈砂池や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(川砂)について、廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条4項1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について 第一 4	環境省	滋賀県、宮 崎県、伊丹 市、松山 市、鹿児島 市
静岡県 重点24	A 権限 移譲	運輸・交 通	自動車運転代行業に 係る指導・監督を円滑 に行うための制度の 見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。	自動車運転代行業の業務の適正化 に関する法律第11条	警察庁、国土交通省	茨城県、滋 賀県
千葉県 重点22	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	指定難病・小児慢性 特定疾病医療費申請 においてマイナンバー 制度を活用した情報 連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) 収入情報 (障害年金関係情報)	児童福祉法第19条の3, 5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号 別表第二 9, 119	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	宮城県、福 島県、川崎 市、静岡 県、豊橋 市、滋賀 県、高槻 市、熊本県
千葉県	B 地方 に対する 規制 緩和	農業・農 地	農山漁村地域整備交 付金に係る交付決定 の迅速化	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農山漁村地域整備交付金交付要綱	農林水産省	北海道、神 奈川県、静 岡県、浜松 市、兵庫 県、岡山 県、愛媛 県、佐賀県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
千葉県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	農業農村整備事業に 係る補助金事務にお ける大臣承認条件の 緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。	農林畜水産業関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農林水産省	豊橋市、岡 山県、島根 県、沖縄県
千葉県 重点38	A 権限 移譲	環境・衛 生	国定公園の公園計画 変更に係る事務権限 の移譲	国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。 また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	岩手県
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 重点3	A 権限 移譲	医療・福 祉	幼保連携型以外の認 定こども園の認定事 務・権限の中核市へ の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合 重点4	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「届出」に見直すなど、義務付けの緩和をすること。	子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項	内閣府	旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、船橋市、横浜市、海老名市、石川県、長野市、浜松市、豊田市、高槻市、北九州市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条 認定こども園法	内閣府、厚生労働省	高槻市、新宮町
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市 重点1	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省	高槻市、宇美町
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	高槻市、大村市
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実	保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	保育士修学資金貸付等制度実施要綱	厚生労働省	川崎市、浜松市、島本町、北九州市、大村市、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項【事項名】	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和	子育て短期支援事業の実施場所は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設とされているが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場合にも、当事業を実施できるように制度の見直しをされたい。	児童福祉法第6条の3第3項、第21条の9 児童福祉法施行規則第1条の2の6及び7、第1条の3、第1条の4 子育て短期支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成26年 雇児発0529第14号) 里親支援機関事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成20年 雇児発第0401011号)	厚生労働省	川崎市、大垣市、焼津市
大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 個人情報の保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市 重点8	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における看護師配置の基準の緩和	国において、児童養護施設の小規模化等を推進しているなか、児童入所施設措置費等国庫負担金における看護師加算を受ける要件は、「医療的ケアを必要とする児童が15人以上」で据え置かれており、医療的ケアの実施に支障が生じていることから、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という要件を児童養護施設等の小規模化に対応できるよう大幅に見直すこと。	平成24年4月5日付 雇児発第0405号第11号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第6	厚生労働省	長野県、大分県
兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 重点31	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	・都市再開発法第3条 ・都市再生特別措置法第2条	内閣府、国土交通省	
兵庫県、洲本市 重点23	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し	交通空白地の解消を図るというコミュニティバスの導入の趣旨を踏まえ、コミュニティバスの導入に当たっては、地域公共交通会議の合意が無くても許認可を可能とすること。 地域公共交通会議における協議は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限ること。 その際は、地域公共交通会議において地域住民を含む一定数の賛成が得られれば、会議の合意が成立したとみなす取扱いを可能とすること。	・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」自動車局長(平成27年4月1日付け国自旅第370号)5(1) ・地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン3(1) ・コミュニティバスの導入に関するガイドライン3(1)	国土交通省	ひたちなか市、和歌山市
兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 重点36	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	・浄化槽法第2条第1項 ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日 厚生省通知) ・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平成12年3月31日 建設省通知)	農林水産省、国土交通省、環境省	大村市
兵庫県、三田市	B 地方に対する規制緩和	その他	狩猟免許を受けていない農林業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和(はこわなの追加)	地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受けた農林業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地内に設置する「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 第四2-3(2)	環境省	山形市、高松市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点17	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和	診療所の管理者は医師であることが求められており、管理者が療養等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。 しかし、管理者には常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合でも、管理者と代診医等とが常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。	・医療法第10条、12条、医療法施行規則第9条 ・平成5年2月3日厚生労働省健康政策局総務・指導課長連名通知 ・昭和29年10月19日厚生省医務局長通知	厚生労働省	福島県、いわき市、魚沼市、静岡県、田原市、長崎県、熊本県
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市 重点44	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とすること。	旅行業法第2条、第3条	国土交通省	酒田市、八王子市、豊橋市、奈良県、広島市、倉吉市、田川市、大分県
兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料の免除	小型船舶登録事項証明書の交付申請に当たり、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行う際には手数料が課されることから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とすること。	小型船舶の登録等に関する法律第29条	国土交通省	埼玉県、神奈川県、石川県、浜松市、高松市、佐賀県、長崎市
兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	・農地法第5条第1項第7号 ・農地法施行規則第53条第5号	農林水産省	栃木県、熊本県、宮崎市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	A 権限移譲	教育・文化	特別支援教育就学奨励事業等にかかる業務の政令市への移譲	政令市における市立学校分の特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業は、政令市と都道府県双方が内容確認しており、申請から支給決定まで時間がかかっていることから、これらの事務を都道府県から学校設置者である政令市へ移譲すること。	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条、3条、5条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、6条、11条、15条、17条、18条 ・高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第2条	文部科学省	北海道、岡山県
兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	その他	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	・地方税法附則第7条第1項 ・地方税法施行規則附則第2条の4、第55号の7 ・「地方税法の施行に関する取扱いについて」第2章24の6(6)、(7)	総務省	旭川市、鹿角市、山形市、三条市、山梨市、豊田市、出雲市、高松市、大牟田市
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	
兵庫県、洲本市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の抜本的な見直し	1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。	・地域再生法第13条第1項 ・地方創生推進交付金制度要綱 ・地方創生加速交付金制度要綱	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、神奈川県、岐阜県、静岡県、富山県、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、城陽市、亀岡市、八尾市、伊丹市、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、五島市、熊本県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、多可町、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	四等三角点の柱石の復旧等に係る権限の市町村への付与	1 地籍測量の基準となる四等三角点が亡失や傾斜等使用不能となった場合、国有財産のため国土地理院による復旧を待たざるをえず、測量作業が遅れることがある。このため、柱石の復旧について、国に報告した上で市町村でも実施できるよう権限を付与すること。 2 地籍調査終了後、国土地理院により廃点処理される四等三角点があるが、地籍調査が完了しても測量の基準として四等三角点を使うことがある。このため、市町村が求める場合には地方自治体が設置した公共基準点と同様に市町村が管理できるようにすること。	・測量法第21条第3項、第22条、第24条 ・地積調査作業規定準則第38条	国土交通省	東温市
北海道 重点39	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認	国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。	博物館法第19条	文部科学省	群馬県、三重県
和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合 重点4	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項	内閣府	福島県、ひたちなか市、船橋市、練馬区、川崎市、逗子市、海老名市、磐田市、知多市、城陽市、出雲市、山陽小野田市、北九州市、宇美町、
船橋市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条によって、「一年を超えない期間」となっている。同条第2号を創設し、「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。」を加えることで、利用期間の延長できる場合を認めてほしい。	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	厚生労働省	北海道、旭川市、ひたちなか市、千葉県、柏市、八王子市、名古屋市、京都府、京都市、大阪府、鳥取県、広島市、福岡市、鹿児島県、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
船橋市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用が可能となるよう見直しを求める。	介護保険法第七十条の二 他 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十一条 他	厚生労働省	仙台市、千葉 県、八王子 市、横浜市、 新潟市、高山 市、各務ヶ原 市、名古屋 市、春日井 市、大津市、 府中町、長崎 市、熊本市、 宮崎市
多可町 重点35	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	農林水産省、国土交通省	
和歌山市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	徳島県、宮崎 市
郡山市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	マイナンバーカード申請受付の条件緩和化	通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付できなくなってしまうが、これを受付可能にすること。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われなため、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか又は、不備の連絡を住民に行うようにすること。	「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第2 3(1)及び(2)」 「転入後に交付申請を行った者に係る個人番号カードが転出地区区長村に送付された場合の事務処理について(平成28年2月4日付け総行住第18号通知)」 「「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市町村で実施する対応について(平成28年9月21日付け事務連絡)」	総務省	旭川市、秋田市、大館市、山形市、鶴岡市、川西町、いわき市、日立市、朝霞市、横川市、船橋市、八王子市、青梅市、川崎市、新潟市、上越市、福井市、多治見市、北方町、鳥田市、磐田市、湖西市、豊橋市、春日井市、豊田市、竜岡市、大原市、八尾市、神戸市、松江市、浜田市、出雲市、広島市、山陽小野田市、高松市、松山市、宇和島市、東温市、北九州市、柳川市、朝倉市、大分市、佐賀市、長崎市、大村市、五島市、宮崎市、都城市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
郡山市 重点20	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	生活保護法第78条の2の保護金品等の調整時における上限額への弾力的運用	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の中で定められている上限について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば裁量を加えられるようにしたい。	生活保護法第78条の2 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取り扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号) (第一次改正平成26年4月25日社援保発0425第4号)(第2次改正平成28年3月31日社援保発0331第3号)	厚生労働省	ひたちなか市、青梅市、多治見市、豊橋市、豊田市、北九州市、熊本市
岩泉町 重点42	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。 この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	内閣府	北海道、岩手県、酒田市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大阪府、北九州市
直方市 重点1	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	一時預かり事業に係る人員基準の見直し	一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し	子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱	厚生労働省	川崎市、熊本市
出雲市 重点2	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	中学校卒業生について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業生について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、豊橋市、京都府、亀岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、都城市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
出雲市 重点2	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	児童厚生員に対する 放課後児童支援員の 資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	・放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準(平成二十 六年四月三十日厚生労働省令第六 十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実 施要綱」	厚生労働省	ひたちなか 市、豊橋 市、高松 市、北九州 市、宮崎市
添田町	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	国指定重要文化財の 保存修理を行う「主任 技術者」既承認団体 への委託時における 設計監理費の根拠の 明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化	・登録有形文化財建造物修理の設 計管理にかかる技術的指導につい て(平成9年8月5日庁保健第181号) ・文化財保存事業費関係補助金交 付要綱 ・指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省	ひたちなか 市、豊橋 市、徳島市
千葉市	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	障害児者の相談支援 におけるアセスメント 及びモニタリング実施 場所の規制緩和	福祉サービス利用の際における相談支援のアセスメント及びモニタリングについて、利用者が通所している事業所においても相談支援専門員が面接できるようにすることを求める。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)第15条第2項第6号及び第3項第2号 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)第15条第2項第6号及び第3項第2号	厚生労働省	旭川市、千 葉県、新宿 区、相模原 市、多治見 市、刈谷 市、大阪 府、伊丹市
千葉市	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	入国後間もなく生活保 護の申請を行った外国 人への支給手続きに おける収集可能情 報の充実	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。	外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成23年8月17日 社援保発0817第1号)	法務省、厚生労働省	長野県、多 治見市、島 田市、豊田 市、京都市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和	指定医療型児童発達支援事業における医師の配置要件の明確化	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条、医療法第21条2、医療法施行規則第21条の2	厚生労働省	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町
北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	健康保険法第76条、高齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示第63号	厚生労働省	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町
中津川市 重点31	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市
塩尻市 重点50	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。 改正案はその他欄記載	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条	文部科学省	豊橋市、松原市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案(28件)

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
島根県、中国 地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	日本型直接支払制度 における多面的機能 支払を推進するうえ での、支援要件の緩和	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえでの、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和していただきたい。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) 多面的機能支払交付金実施要綱	農林水産省	山形市、浜松市、豊田市、高松市、宇和島市、佐賀県、熊本県、熊本市、
長崎市	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	長寿命化推進のための補助対象範囲の拡大	公立学校施設の大規模改造(老朽)において、躯体の長寿命化に影響する屋上防水事業等についても補助対象となるよう、対象範囲を拡大すること。	学校施設環境改善交付金交付要綱	文部科学省	旭川市、石巻市、ひたちなか市、八王子市、府中市、川崎市、新発田市、多治見市、島田市、伊豆の国市、豊橋市、豊田市、北名古屋、大阪府、府中町、高松市、宇和島市、福岡市、五島市、熊本市、宮崎市
指定都市市長 会	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件の緩和。	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助について、「ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること。」(小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第4号等)との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。	住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第6項第1号イ及び第7項第1号 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号、第5号、第6号、第11及び第12第2項第4号	国土交通省	山形県、ひたちなか市、桐生市、練馬区、静岡県、大牟田市、久留米市、佐賀県、大分県

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
宮崎県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域医療介護総合確 保基金の地域事情に 応じた要件緩和	地域医療介護総合確保基金の介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業に おいて対象となる専門職の要件緩和を求める	・地域医療介護総合確保基金管理 運営要領 ・地域における医療及び介護の総 合的な確保の促進に関する法律第 4条「都道府県計画」	厚生労働省	福島県、大 阪府、香芝 市、島根 県、長崎市
中津川市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	放課後児童クラブ開 所日数要件の緩和	放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準 にする。	・放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準(平成二十 六年四月三十日厚生労働省令第六 十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実 施要綱	内閣府、厚生労働省	ひたちなか 市、川越 市、岐阜 市、豊橋 市、倉敷 市、広島 市、庄原 市、新宮町
九州地方知事 会	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	動物収容・譲渡対策 施設の整備に係る補 助金交付対象の追加	環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金 交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加することを求める。	環境保全施設整備費補助金交付要 綱(平成9年7月4日環自計第208 号、環水規第241号)	環境省	北海道、岩 手県、豊橋 市、青森 市、川崎 市、高松 市、松山市
九州地方知事 会	B 地方 に対する規制 緩和	その他	情報通信基盤の整備 に係る補助対象要件 の緩和	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、自然災害等による大規模な修繕 費等も含めることを求める。	情報通信基盤整備推進補助金交付 要綱	総務省	岩手県、酒 田市、新島 村、高松市

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
九州地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域医療介護総合確保基金の事業対象の要件緩和	地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加することを求める。	地域医療介護総合確保基金管理運営要領 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	厚生労働省	福島県、香 芝市、島根 県、長崎市
越谷市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における加減調整部分に係る改正	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設定しない場合の加減調整部分」について、連携施設の3つの要件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) 公定価格に関するFAQ(よくある質問) ver.11 No.117	内閣府	逗子市、知 多市、松山 市、宇美 町、大村市
徳島県、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 京都市、堺 市、関西広域 連合	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	農業基盤整備促進事業における面接要件の見直し	小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できるよう、「農業基盤整備促進事業」の面積要件にため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。	土地改良法	農林水産省	浜松市、豊 田市、大阪 府、奈良 県、島根 県、鳴門 市、小松島 市、阿波 市、高松 市、宇和島 市、佐賀 県、宮崎市
奈良県	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	公立高等学校施設の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について	公立高等学校施設の老朽化対策である大規模改造事業、長寿命化改修事業及び建替事業並びに非構造部材の耐震化事業等について、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大すること。	学校教育法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 高等学校設置基準 学校施設環境改善交付金交付要綱 地震防災対策特別措置法	文部科学省	青森県、岩手 県、静岡県、 福島県、川崎 市、富山県、 静岡市、豊橋 市、滋賀県、 大阪府、伊丹 市、鳥取県、 島根県、徳島 県、高松市、 愛媛県、北九 州市、熊本市

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
奈良県	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	水道管路緊急改善事 業の拡充 「補助対象管種に劣 化して耐震性がない 小口径鋼管を追加」 (参考) 補助対象は現在使用 中の管種を限定したも の	厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)において、現在布設している800mm未満の小口径鋼管は補助対象外であるが、継手部が腐食し易く、経年劣化により耐震性が無くなっているため、耐震性のある管種に交換する際は補助対象に加えられたい。	生活基盤施設耐震化等交付金交付 要綱、要領	厚生労働省	北海道、新潟 市、長岡市、 岐阜市、静岡 県、堺市、神 戸市、伊丹 市、徳島県、 愛媛県、宇和 島市、長崎 県、長崎市、 宮崎市
熊本市	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法における 情報提供手段の適用 拡大	大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報を提供するため、コールセンター設置等の情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第6-1- (2)-ウ	内閣府	茅ヶ崎市、 上越市、多 治見市、亀 岡市、大阪 府、伊丹 市、倉吉 市、徳島 県、北九州 市、田川 市、熊本県
熊本市	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法における 避難所設置要件の適 用拡大	大規模災害発生時における避難所の設置要件に、野外の応急仮設建築物の設置やテント等の設営だけでなく、車中泊も含めていただきたい。	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4-1-(1) -イ-(エ)	内閣府	酒田市、上 越市、多治 見市、亀岡 市、大阪 府、倉吉 市、徳島 県、北九州 市、大牟田 市、熊本県
福島県、栃木 県、群馬県、 新潟県	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	国立公園等整備事業 (施行委任)及び自然 環境整備交付金制度 の運用改善	都道府県が実施する国立公園内の施行委任等において、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう、国庫債務負担行為の設定や事業の事前着工を認めるなどの運用の改善を求める。	国立公園等整備事業実施要領(施 行委任) 自然環境整備交付金事業交付要綱	環境省	岩手県、石 川県

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
長岡市	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校給食施設整備に 係る補助の見直し	学校給食施設整備事業について、施設を改修する整備に対しても補助対象とすることを求める。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、 学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(6)、(22)、(23)、 平成29年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(平成29年4月3日28施助第40号)	文部科学省	旭川市、いわき市、ひたちなか市、所沢市、柏市、八王子市、川崎市、新潟市、静岡市、沼津市、伊豆の国市、名古屋市の国市、京都府、八幡市、倉敷市、高松市、宇和島市、北九州市、五島市、雲仙市、熊本市、宮崎市
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	文化庁「文化芸術振興補助金」に係る補助対象等の緩和	文化庁「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」に係る補助対象等の緩和	文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)交付要綱	文部科学省	石川県、静岡県、長崎市、伊勢原市、北九州市
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、京都市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	「指定文化財管理費国庫補助」に係る国有文化財の管理団体への補助見直し	「指定文化財管理費国庫補助要項」における補助対象に「危険木伐採その他必要な業務」を加える	指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省	静岡県、奈良県、仙台市、磐田市、伊豆の国市、城陽市、八幡市、徳島市、大村市、鹿児島県
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	安心子ども基金の実施期間の延長	安心子ども基金の実施期間を延長し2か年事業を認めることにより、保育所等の整備を促進する。	安心子ども基金管理運営要領、平成29年度における保育所等の積極的な整備及び安心子ども基金の取扱いについて(事務連絡)	厚生労働省	青森市、仙台市、栃木市、海老名市、福井市、磐田市、堺市、高槻市、八尾市、富田林市、藤井寺市、島本町、忠岡町、伊丹市、鳥取県、島根県、長崎市、延岡市、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	安心子ども基金管理運営要領、認可化移行運営費支援事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	酒田市、船橋市、浜松市、高槻市
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じた改定	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都道府県別に区分された賃借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	内閣府、厚生労働省	酒田市、福島県、ひたちなか市、高槻市、箕面市、島本町、新宮町
富山県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への配分について、整備交付金と推進交付金を一括して配分するよう、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を見直し、鳥獣被害対策の効果的な推進が可能となる制度とすること。	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 第3	農林水産省	仙台市、川崎市、福井県、長野県、岡山市、高松市、田川市、佐賀県、熊本県、大分県
兵庫県、川西市、三田市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業等実施要綱に係る長時間開所加算の緩和	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱別表放課後児童健全育成事業費等1(1)工	厚生労働省	酒田市、ひたちなか市、長野市、岐阜市、島根県、山口県、高松市、佐賀県、熊本県

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
兵庫県、洲本市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	放課後児童支援員等 処遇改善等事業の要 件緩和について	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	・放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法 ・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	厚生労働省	旭川市、ひたちなか市、豊田市、広島市、佐賀県、宮崎市
兵庫県、洲本市、京都市、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文化	学校・家庭・地域の連 携協力推進事業(放 課後子供教室)にか かる補助対象の明確 化	放課後子ども教室における教育活動サポーターに係る旅費について、自宅から教室までの経費への補助は、要綱上「原則」除外されているが、原則の例外として校区内で教育活動サポーターを確保できない場合は対象となることを明確化すること。	・学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱 ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領別紙2「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」6.(2)カ	文部科学省	岩手県、春日部市、富山県、豊橋市、倉吉市、島根県、出雲市、愛媛県、宇和島市、長崎県
兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	空き家再生等推進事 業における改修後の 用途の拡充	古民家を含む活用可能な空き家等について、二地域居住や子育て世帯のための住居や事業所としても活用できるよう空き家再生等推進事業の改修後の用途を拡充すること。	・社会資本整備総合交付金交付要綱第6(地域住宅計画に基づく事業) ・住宅地区改良事業等対象要綱4 空き家再生等推進事業 ・住宅地区等改良事業制度要綱第12の2	国土交通省	山形県、いわき市、ひたちなか市、桐生市、新潟市、長野県、静岡県、岡山市、大牟田市、久留米市、佐賀県、大分県
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防災・安全	災害救助法の救助範 囲の拡大	現行の災害救助法の救助範囲(救助費の対象範囲)からは、家屋被害認定調査、罹災証明発行業務は対象範囲外とされているが、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る、家屋被害認定調査、罹災証明発行業務については対象となるよう、救助範囲を拡大とすること。	災害救助法第4条 災害救助法施行令第3条	内閣府	酒田市、常総市、川崎市、上越市、多治見市、亀岡市、門真市、伊丹市、奈良県、倉吉市、岡山県、広島市、北九州市、熊本県、熊本市、九州地方知事会

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同 提案団体
	分野	区分					
東近江市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	医療的ケア児保育支 援モデル事業におけ る補助要件の緩和	この事業は、地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用が補助されるが、看護師は「必要に応じて派遣を行う」とされており、医療的ケア児の体調等で事情が変わることが多いため、看護師を保育所等への「常駐」とする形態が必要であることから、これに対して補助をお願いしたい。 一方、民間保育所等が直接看護師を雇い上げた場合は補助対象外となるため、医療的ケア児の受入れを行う民間保育所等が自ら看護師を雇い上げた場合も、補助対象としていただきたい。	保育対策総合支援事業費補助金の 国庫補助について、保育対策総合 支援事業費補助金交付要綱、多様 な保育促進事業の実施について	厚生労働省	ひたちなか 市、新潟市、 神戸市、北九 州市、新宮町

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案(57件)

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
神奈川県	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して手続の見直し	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。	公の施設に、財産の使用許可などを伴うコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任にあたり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)という、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えずにいる。	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第244条の2第1項、第3項	内閣府、総務省	宮城県、ひたちなか市、愛知県	「産業競争力の強化に関する実行計画(2017年版)」(平成29年2月10日閣議決定)及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年6月16日成立)附則第2条の検討規定において、指定管理者制度の重畳適用について見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないものであるため。
舞鶴市	A 権限 移譲	土地利用(農地除く)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号に規定の区域区分に関する都市計画について、定める者を市町村とすること	主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見をもった市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としては、そうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 地形的特性 舞鶴市のように、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省		平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)」については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
愛知県	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	公共施設等運営権(コンセッション)事業者に対する施設利用許可権限の付与	施設利用に許可を要する公の施設に公共施設等運営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者制度を重畳適用しなくても、コンセッション事業者が施設の利用許可を行えるようにすること。	本県では、新設する国際展示場(施設利用に許可を要する公の施設、行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)という、2つの法律に基づく手続を要することから、以下の支障が生じている。 <input type="checkbox"/> 条例の規定が複雑 <input type="checkbox"/> 事務手続が煩雑 <input type="checkbox"/> 運営事業者の地位及び権利関係(コンセッション事業者の行為がPFI法に基づく(運営権によるものか、地方自治法に基づく(指定管理権限によるものか)が分かりづらい	地方自治法 民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(PFI法)	内閣府、総務省	宮城県、ひたちなか市、神奈川県、刈谷市、京都府	「産業競争力の強化に関する実行計画(2017年版)」(平成29年2月10日閣議決定)及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年6月16日成立)附則第2条の検討規定において、指定管理者制度の重畳適用について見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないものであるため。
愛知県	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防災・安全	津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の高台移転に係る国庫補助要件の緩和	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないものの、現に居住者が存在する要配慮者利用施設が単独で存在する場合、居住者数など当該施設の実態を踏まえ、集団移転促進法の特例の対象とするよう、国庫補助の要件緩和を求める。	県内の市町村には、周囲に住宅がない場所に高齢者施設が立地しているケースがある。 当該施設は、100名以上が現に居住しており、政令で定める移転対象である住居数(十戸を下らない範囲内で国交省令で定める)と同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急事業などの国庫補助を活用できず、高台移転が滞っている。 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の高台移転については、周囲に住宅が無い場合においても当該施設の実態に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条 同施行令第7条、第9条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項、第3条第2項 同施行令第1条	内閣府、国土交通省	ひたちなか市、沖縄県	平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「防災集団移転促進事業による対応については、当該事業は防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、同法第16条において防災集団移転促進事業に関連して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨を鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。」「防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団地で住宅建設及び生活再建を図ることができるよう、移転者個人がそれぞれ自己の居住の用に供する住宅を建設する場合に必要一定規模以上の土地の整備等を支援し、当該区域からの住居の集団移転を促進するものであることから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務施設の移転を支援の対象とすることはできない。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
愛知県	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合に、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過しており、平成29年度に入り上記理由により留年した者の重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じており、本県では少なくとも2名が該当する。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について早急に緩和する必要がある。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、香川県、高松市、愛媛県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成27年の提案募集において議論済み。 文部科学省は、「留年等により高等学校等の修業年限を超えて在学している者に対して支援することは、所定の修業年限で高等学校等を卒業するものが受けられる就学支援金の総額との均衡や無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から適切ではない。」としており、その後の新たな情勢変化等の記述が必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
山梨県	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の委員の任免に係る手続の簡素化	土地利用審査会は、地方自治法第138条の4第3項規定に基づき、国土利用計画法第39条の規定により設置される知事の附属機関であるが、その委員の任免については、附属機関の中で唯一、行政委員等の任免と同じ議会の同意が必要とされていることから、他の附属機関と同様な簡素な事務手続きにすること。	土地利用審査会は、私人の土地取引を規制する権限を有することから、その任命・解任について都道府県議会の同意が必要とされている。しかしながら、本県において、都道府県知事の許可が必要となる規制区域について、制度創設以後、指定されておらず、注視区域や監視区域も指定されていない。 また、規制区域が指定され、知事が不許可処分を行った場合には、国土交通大臣への再審査請求も可能であり、私人の財産権の制限に対する手続きは十分に確保されていると考えられる。 現行制度においては、委員の任命替えの手續きにおいて、議案の作成、それに伴う委員候補者の在住市町村からの戸籍、刑罰調査等の取得事務等、担当課室における負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手續きと比較しても著しく事務量が多い状態となっている。	国土利用計画法第39条	国土交通省	茨城県、神奈川県、静岡県、山梨県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県	平成26年の提案募集において議論済み。 平成26年対応方針では、「土地利用審査会(39条10項)については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う。」とされ、国土交通省において、土地利用審査会の委員任期や開催方法等について、毎年5月頃に自治体向けに配布する基礎資料集や全都道府県・政令市を構成員とする土地対策全国連絡協議会の場等を活用して情報提供しているところ。新たな支障事例を示すことが必要。
鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送者の拡充	自家用有償運送の申請主体について、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。	中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なく使いづらいなど、日常の移動が不便な状況。 このような公共交通空白地域では、公共交通空白地有償運送が行われているが、その運送主体は特定非営利活動法人(NPO法人)などに限られている。 しかし、人の少ない中山間地では申請主体となりうる組織としての団体が存在しない場合もあることから、当該運送手段を実施することができなく、地域住民の生活に支障が生じる。	道路運送法第79条	国土交通省	島田市、伊豆の国市、福知山市	平成28年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限定しているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。」、「平成27年4月より、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても自家用有償旅客運送の実施主体となることが可能。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交通	乗合自動車の補助条件の見直し	全国で一律となっている乗合バス補助条件を地域の実情に合わせた基準に緩和すること。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、バスを取り巻く環境が大きく違う地域を一緒にして補助の仕組みが作られており、全国一律の基準により制度設計がなされている。 人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の在庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。 バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件を設定することにより地域に必要なバス路線を維持することができる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	国土交通省	茨城県、石川県、愛媛県、沖縄県、鹿角市、ひたちなか市、新潟市、高山市、伊豆の国市、田原市、福知山市、神戸市、和歌山市、倉吉市、久留米市、朝倉市、大村市、宮崎市	平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「補助対象基準の緩和については、膨大な予算を必要とすることから実現困難」としたものの、「地域公共交通再編実施計画に地域間幹線系統と位置付けられた系統については支援の要件が見直された。」と、新たな支障事例を示すことが必要。
鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、徳島県、堺市	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	大臣権限に係る保安林解除の権限の都道府県知事への移譲	公益上の理由による必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県への権限移譲	指定、解除申請の標準処理期間については、解除申請の場合、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道路等の線的な施設であり他に適地がなく、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。	森林法第25条、26条	農林水産省		平成26年の提案募集において議論済み。 平成26年対応方針では、「国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」との方向性が示されているため、新たな状況変化等を示すことが必要。
関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	A 権限 移譲	その他	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	広域地方計画においては、広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況である。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土*」の形成を進めることにならず、計画の策定権限とともに事務局機能についても移管すべきと考えられる。 *対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	国土形成計画法第10条	国土交通省		計画策定権限の移譲については、平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」としている。 また、広域地方計画協議会の事務局機能が計画策定者たる地方整備局とは別に関西広域連合へ移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、権限移譲による効果や新しい支障事例等を具体的に示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
関西広域連合 (共同提案)京 都府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県、京都 市、堺市	A 権限 移譲	その他	港湾広域防災協議会 の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局 機能を関西広域連合が担うこと ができるように法改正を求める。	関西広域連合では、大阪湾港部会等を設置し、大阪湾港湾の連 携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、 第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性 の検討していく。」としており、大阪湾広域防災協議会の目的と広域 連合の取組が重複していることから、地方でできることは、地方(関 西広域連合)に任せるべきである。	港湾法第50条の4	国土交通省		港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる 効果等が明確に示されていないとともに、港湾広域防災協議会の事務局に 関西広域連合がなることができない支障についても明確に示されていない。 港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる 効果や現行制度における支障事例を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、堺市	A 権限 移譲	産業振 興	流通業務の総合化及 び効率化の促進に関 する法律に係る事務・ 権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化 の促進に関する法律に係る事 務・権限のうち、総合効率化計 画の認定、変更認定、報告の徴収 等のように府県域を跨ぐために 近畿経済産業局の権限となっ ているもの(一の府県域の場合 は、府県の権限)について、関 西広域連合への権限の移譲を求 める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	流通業務の総合化及び効率 化の促進に関する法律第4条 第1・4・8項、第5条第1項・2 項、第7条第1・2項、第26条	農林水産 省、経済 産 業 省、国土 交通省		府県域をまたぐ総合効率化計画の認定、報告の徴収等の権限が地方経済 産業局にあることにより、実際の認定事務や計画執行等に支障をきたすとい った支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されて いない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、京都 市、堺市	A 権限 移譲	産業振 興	伝統的工芸品産業の 振興に関する法律に 係る事務・権限の移 譲	伝統的工芸品産業の振興に関 する法律に係る事務・権限のう ち、二次以降の振興計画の認 定、変更の認定、認定の取消 のように府県域をまたぐために 近畿経済産業局の権限となっ ているもの(一の府県域の場合 は、府県知事の権限)について、 関西広域連合への権限の移譲を求 める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限 があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されてい るものであり、国と地方が同じ業務を行っているもの は、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、 関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立 しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実 績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見 込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべき である。	伝統的工芸品産業の振興に 関する法律第4条第1項、第5 条第1・3項	経済産業省	徳島県	府県域をまたぐ振興計画の認定、認定の取り消し等の権限が地方経済 産業局にあることにより、実際の認定事務や計画執行等に支障をきたすとい った支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されて いない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、京都 市、堺市	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業等経営強化 法に係る事務・権限の 移譲	中小企業等経営強化法に係る事 務・権限のうち、経営革新計画 の承認、変更の承認、報告の徴 収等のように府県域をまたぐた めに近畿経済産業局の権限とな っているもの(一の府県域の場合 は、府県知事の権限)について、 関西広域連合への権限の移譲を 求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	中小企業等経営強化法第8 条第1・3項、第9条第1・2項、 第46条第1・4項、第47条第1 項	経済産業省	徳島県	府県域をまたぐ経営革新計画の承認、報告の徴収等の権限が地方経済 産業局にあることにより、実際の承認事務や計画執行等に支障をきたすとい った支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されて いない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県	A 権限 移譲	産業振 興	液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適 正化に関する法律に 係る事務・権限の移 譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律に係 る事務・権限のうち、液化石油ガ ス販売事業の登録、登録の取 消、基準適合命令等のように府 県域を跨ぐために近畿経済産業 局の権限となっているもの(一 の府県域の場合は、府県の権限) について、関西広域連合への権 限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律第3条第1項、第6条、第8 条、第10条第3項、第14条第2 項、第16条第3項 等	経済産業省		府県域をまたぐ液化石油ガス販売業の登録、登録の取消等の権限が地方 経済産業局にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすとい った支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されて いない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適 正化に関する法律に 係る事務・権限の移 譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律に係 る事務・権限のうち、一般消費者 等に対する保安業務の認定、保 安業務の改善命令のように府県 域を跨ぐために中部近畿産業保 安監督部近畿支部の権限となっ ているもの(一の府県域の場合 は、府県の権限)について、関西 広域連合への権限の移譲を求め る。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律第3条第1項、第6条、第8 条、第10条第3項、第14条第2 項、第16条第3項 等	経済産業省		府県域をまたぐ液化石油ガスに係る一般消費者等に対する保安業務の認 定、改善命令等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指 導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる 効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に 示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山 県、堺市	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	電気工業の業務の適 正化に関する法律に 係る事務・権限の移 譲	電気工業の業務の適正化に 関する法律に係る事務・権限の うち、電気工業の登録、登録 の取消、差止命令のように府県 域を跨ぐために中部近畿産業保 安監督部近畿支部の権限となっ ているもの(一の府県域の場合 は、府県の権限)について、関西 広域連合への権限の移譲を求め る。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	電気工業の業務の適正化 に関する法律第3条～8条、 第9条第3項、第10条～12条、 第14条～第16条、第17条第2 項、第17条の2・3、第27条、 第28条、第29条第1項、第30 条、第33条	経済産業省		府県域をまたぐ電気工業の登録、登録の取消等の権限が地方産業保安 監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事 例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。その ため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	高圧ガス保安法に係 る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権 限のうち、製造施設又は第一種 貯蔵所に係る指定完成検査機関 及び指定保安検査機関の指定の ように府県域を跨ぐために中 部近畿産業保安監督部近畿支 部の権限となっているもの(一の 府県域の場合は、府県の権限) について、関西広域連合への権 限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	高圧ガス保安法第20条第1項 ただし書、第22条第1項第1 号、第58条の22・23の第1・3 項、第58条の24・27・29・30、 第61条第2項、第62条第2項 等	経済産業省		府県域をまたぐ高圧ガス製造施設に係る指定完成検査機関の指定等の権 限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をき たすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示 されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	火薬類取締法に係る 事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限 のうち、火薬類の製造施設や火 薬庫に係る指定完成検査機関及 び指定保安検査機関の指定のよ うに府県域を跨ぐために中部 近畿産業保安監督部近畿支部 の権限となっているもの(一の府 県域の場合は、府県の権限)につ いて、関西広域連合への権限の 移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国 に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲 されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に 権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要で あるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体と する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、 政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまた ぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行 政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関 西広域連合)に任せるべきである。	火薬類取締法第15条第1項 ただし書、第35条第1項第1 号、第45条の28、第45条の29 第1・3項、第45条の30・31・ 33・34・36、第45条の37第1 項、第53条第1項第1・5・7・8 号	経済産業省		府県域をまたぐ火薬類の製造施設に係る指定完成検査機関の指定等の権 限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をき たすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示 されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 京都市、堺市	A 権限 移譲	土木・建 築	建設業法に係る事務・ 権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のう ち、建設業の許可、営業停止、 許可の取消のように府県域を跨 ぐために近畿地方整備局の権限 となっているもの(一の府県域の 場合は、府県の権限)について、 関西広域連合への権限の移譲 を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	建設業法第3条第1項、第3条 の2第11項、第5条、第7条、第 11条第1～5項、第12条、第13 条、第15条 等	国土交通省		府県域をまたぐ建設業の許可、営業停止、許可の取消の権限が地方整備 局にあることにより、実際に建設業許可等に支障をきたすといった具体的 支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。 そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
関西広域連合 (共同提案)京 都府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県、堺市	A 権限 移譲	土木・建 築	宅地建物取引業法に 係る事務・権限の移 譲	宅地建物取引業法に係る事務・ 権限のうち、宅地建物取引業の 免許、免許の取消、許可の取消 のように府県域を跨ぐために近 畿地方整備局の権限となってい るもの(一の府県域の場合は、 府県の権限)について、関西広域 連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	宅地建物取引業法第1条第 1・31項、第3条の2第1項、第4 条第1項、第6条、第8条第1・2 項、第9条、第10条、第11条 第1項、第25条第4・6・71項 等	国土交通省		府県域をまたぐ宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消の権限 が地方整備局にあることにより、実際に免許申請等に支障をきたすといった 具体的な支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示され ていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都 府、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島 県、京都市、 堺市	A 権限 移譲	土木・建 築	不動産の鑑定評価に 関する法律に係る事 務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律 に係る事務・権限のうち、不動産 鑑定業者の登録、懲戒処分、勧 告のように府県域を跨ぐために 近畿地方整備局の権限となっ ているもの(一の府県域の場合は、 府県の権限)について、関西広域 連合への権限の移譲を求め る。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	不動産の鑑定強化に関する 法律第23条第1項、第24条、 第25条、第26条第31項、第27 条第2項、第28条、第29条 第1項、第30条、第31条第1・2 項、第32条第2項、第41条 等	国土交通省		府県域をまたぐ不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告の権限が地方整備 局にあることにより、実際に登録申請等に支障をきたすといった具体的な 支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。 そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)京 都府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県、京都 市、堺市	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	土地収用法に係る事 務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限の うち、事業の認定、申請書の提 出の受理、申請書の欠陥の補正 及び却下のように府県域を跨ぐ ために近畿地方整備局の権限と なっているもの(一の府県域の場 合は、府県の権限)について、関 西広域連合への権限の移譲を 求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	土地収用法第18条第1項、第 19条第1・2項、第20条、第21 条第1・2項、第22条、第23条 第1・2項、第24条第1・31項、 第25条第2項、第25条の2第1 項、第26条第1～31項、第26条 の2第11項、第27条第1～4・6・ 71項 等	国土交通省		府県域をまたぐ土地収用法に係る事業の認定、申請書の提出の受理、申 請書の欠陥の補正及び却下の権限が地方整備局にあることにより、実際 に認定申請等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲され ることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等 を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)京 都府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県、 京都市、堺市	A 権限 移譲	土木・建 築	建築基準法に係る事 務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限の うち、建築物の建築確認・検査を 行う指定確認検査機関の指定、 確認検査員の選任等の届出受 理のように府県域を跨ぐために 近畿地方整備局の権限となっ ているもの(一の府県域の場合は、 府県の権限)について、関西広域 連合への権限の移譲を求め る。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	建築基準法第6条の2第11項、 第7条の2第11項、第77条の18 第31項、第77条の20、第77条 の21第1～31項、第77条の22 第1・2・41項、第77条の23第1 項 等	国土交通省		府県域をまたぐ建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、 確認検査員の選任等の届出受理の権限が地方整備局にあることにより、実 際に指定や届出等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移 譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障 事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)京 都府、兵庫 県、鳥取県、 堺市	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	大深度地下の公共的 使用に関する特別措 置法に係る事務・権限 の移譲	大深度地下の公共的使用に関 する特別措置法に係る事務・権 限のうち、大深度の使用認可の ように府県域を跨ぐために国土 交通省の権限となっているもの (一の府県域の場合は、府県の 権限)について、関西広域連合 への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合 は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が 府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っている ものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、 広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、 府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関 西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を 積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域 連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果 が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に 任せるべきである。	大深度地下の公共的使用に 関する特別措置法第7条、第 11条第1項、第12条第1・31項、 第14条第1項、第15条、第17 条、第18条第1項、第19～21 条、第22条第1項 等	国土交通省		府県域をまたぐ大深度の使用認可の権限が国土交通省にあることにより、 実際に使用認可申請に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が 移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支 障事例等を具体的に示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	A 権限 移譲	環境・衛生	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所等の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・51項、第56条第1項	環境省	酒田市	府県域をまたぐ業務規程の届出、指定調査機関に対する命令・指定の取消し、報告徴収及び検査等の権限が地方環境事務所にあることにより、実際にこれらの業務に支障をきたしているといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特別制度」では、市町村長から都道府県知事に申し渡す権限の一部を当該市町村に移譲することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けられることである広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)。 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわれないまま、事務の持ち寄りを行った場合に効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求めるため、実質的にその行使ができない。 また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特別制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、遂行に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	総務省		平成26・28年の提案募集において議論済み。 総務省は規定の趣旨として、広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合に整えられていることが望まれること。 広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられることと示しており、新たな支障事例及び反論を示すことが必要である。
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	B 地方 に対する 規制 緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(農業次世代人材投資資金(旧 青年就農給付金)の要件の緩和)	親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により交付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする。	農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること、及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する。」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまた抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	岩手県、仙台市、千葉県、浜松市、吉田町、豊橋市、愛媛県、宇和島市、長崎県、佐世保市、八代市	平成28年の提案募集において議論済み。 農林水産省は、「農地の所有権移転に係る要件を緩和した場合には、経営開始時からリスクのある新規就農者を支援するという本事業の趣旨に沿わなくなることから、当該要件の緩和は適切でないと考えている。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	A 権限 移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土*」の形成を進めることにはならないのではないか。 *対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	国土形成計画法第9条	国土交通省		平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」、「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	A 権限 移譲	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めることと、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を聴くこととはなっているが、平成28年3月提出期限であった近畿圏整備計画(案)に係る意見照会では意見は聞かれるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省		平成27年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	A 権限 移譲	土地利用 (農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性をいかにするため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきであることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。 しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があっても、府県単位で区域指定を行っている。 今後は、府県を跨る場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、齟齬がないようまちづくりを効率的に進める必要がある。	都市計画法第5条第4項	国土交通省		平成27年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	A 権限 移譲	土地利用 (農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定・解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に達達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	森林法第25条、第26条	農林水産省		平成26年の提案募集において議論済み。 平成26年対応方針では、「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 京都府、徳島県、京都市、堺市	A 権限 移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省		平成26・27年の提案募集において議論済み。 環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、京都市、堺市	A 権限 移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のイニシアティブを発揮しにくいばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。 具体的には、兵庫県の平成18年の水ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、渾原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行うとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年6月19日)、決定(平成18年11月)まで約1年(要した。また、野営場、園地、遊楽小屋、駐輪場、倉庫等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりはない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定存続される。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。 自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省		平成27年の提案募集において議論済み。 環境省は、「国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国立公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と統制する必要がある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関する特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。 気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模、様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	災害救助法施行令第3条	内閣府	酒田市、常総市、川崎市、多治見市、亀岡市、神戸市、奈良県、岡山県、北九州市、田川市、熊本県、沖縄県	平成28年の提案募集において議論済み。 内閣府は、「特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているものであり、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	A 権限 移譲	運輸・交通	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	「観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ビジョジヤパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのか」という具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例といえる。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。) また、現行法の規定では、観光圏整備事業を実施しようとするものは、実施計画の認定申請を関係する市町村又は都道府県を経由して行うが、その場合において市町村又は都道府県は当該計画を検討し、意見を付して国に送付することとなっている。そのため、申請者は関係自治体の検討が終わるのを待たなければならないが、この点において、関西では府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところであり、権限が移譲されれば、計画の検討と審査を合わせて行うことが可能であり、認定までに要する処理期間を短縮することができると考える(国の標準処理期間は3箇月)。	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	国土交通省		平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「観光圏の認定については、その施策の性質上、全国的見地から、また、都道府県等を越える広域に跨る連携の調整という観点から国において実施する必要がある。」としており、その後の新たな情勢変化等の記述が必要。
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査等を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのために膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。	高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	厚生労働省	川崎市、川崎市、新潟県、富山県、伊丹市、鳥根市、大村市、五島市	平成28年の提案募集について議論済み。 厚生労働省はガイドラインの改正を行う等、データ提供の範囲を徐々に拡大しているところであり、まず厚生労働省に対してデータ提供依頼を行った上で、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	A 権限 移譲	その他	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	(現状) 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させるべく(近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市を通して述べよう求められた。関西広域連合は、関西の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であるにもかかわらず、現行計画の策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参加が認められなかった。現行法において協議会メンバーではない計画区域内の市町村に認められている提案権を関西広域連合にも付与すべきである。 (次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参加を別途要請していく。) [支障事例] 関西広域連合の構成団体である府県市においては、通常、他の府県域に関する事項に意見することは困難である。その一方で関西広域連合は広域事務を処理するために設立された特別地方自治体であり、関西全域を対象とした意見を出すことが可能である。しかしながら、現行法の規定では、関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がないため、関西広域連合としては、提案権がないこと自体が支障事例であると考え。 内閣府からは、協議会に連合の構成団体全ての連名で意見書を出せば足りるのではないかとの指摘があったが、個別の自治体名を出すと言語が難しい(案件も存在)しており、関西広域連合名で	国土形成計画法第11条	国土交通省		平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。」としている。新たな支障事例を示す必要がある。
関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	A 権限 移譲	その他	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会との付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会との付与を求める。	(現状) 近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県、関係指定都市の意見を聴く(とされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。近畿圏整備計画に地域の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同じく意見聴取の機会を付与すべきである。 なお、平成28年3月に決定された「近畿圏整備計画」に係る意見照会では、関西広域連合に意見照会は行われなかった。 [支障事例] 現行法の規定では、計画の策定、変更時の意見聴取の対象に関西広域連合が含まれておらず、広域行政の責任主体たる関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がない状態であり、関西広域連合としては、意見聴取の対象でないこと自体が支障事例であると考え。	近畿圏整備法第9条、第10条	国土交通省		平成27年の提案募集で議論済み。 国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅、生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	B 地方 に対する 規制 緩和	農業・農地	中山間地域等直接支払い制度の協定期間の見直し	中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を見直しポイントとして、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。	高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	農林水産省	仙台市、山形市、福島県、小松島市、吉野川市、阿波市、三好市、つるぎ町、愛媛県、宇和島市、佐賀県、熊本県、八代市、大分県	平成27年の提案募集で議論済みであり、現行制度でも対応可能。 農林水産省は、「農業生産活動が適切に実施されなかった場合の交付金の返還ルールについては、「農業者の病気、高齢等」により活動が困難となるケースは、既に交付金の返還が免除されているところである。さらに、平成27年度からの第4期対策においては、現場でのより弾力的な対応が可能となるよう、返還免除となる事由の例示に、「家族の病気その他これらに類する事由」を明文で追加したところである。」としている。協定期間途中で高齢等の理由で活動が困難となった場合でも、交付金の返還は免除されるので、現行制度でも対応可能。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 (関係府省庁)	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
秋田県、岩手県	A 権限 移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	〔支障事例発生の経緯〕 これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、稟上・送達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定より事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に問わず、当該事務を実施することができないものとして、下記のような支障が発生する。 〔具体的支障内容〕 県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、支給書証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を県が行うことになる。 従前から県単一の事務として、申請を受ける窓口を市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を連達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定し(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに市町村によって手続(と住民サービス)が異なることによる特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項(支給認定等)、障害者総合支援法施行規則第35条第3項(市町村を經由)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)	厚生労働省	北海道、埼玉県、神奈川県、新潟県、静岡県、豊橋市、滋賀県、倉吉市、宇美町、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務について、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。
石川県	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利用(農地除く)	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定の廃止	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定を廃止する。	〔現行制度〕 国土利用計画法に基づき土地利用審査会は、各種区域の指定についての審議や、土地取引の届出等に対する勧告についての意見聴取を行うものである。 具体的には、審査会は、県が行う規制区域の指定を決定する権限を有しており、現在、その委員の任命に際しては議会の同意が必要とされている。 〔制度改正の必要性〕 昭和49年の制度創設以来、全都道府県で規制区域の指定実績はなく、昭和60年代からの急激な地価高騰時においても、県内一部地域を監視区域として指定した実績のみとなっている。 また、本県が設置する全ての審議会のうち、委員の任命に議会の同意を要することとしているのは、当該審査会及び公害審査会のみとなっている。 こうした実情を踏まえ、規制区域の指定を前提とした審査会委員の議会同意規定を見直す必要がある。 〔支障事例〕 委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続に係る事務負担が生じているほか、委員の任期途中で欠員が生じた場合、迅速な任命が困難なため、審査会の業務遂行に支障をきたすおそれもある。	国土利用計画法	国土交通省	茨城県、神奈川県、川崎市、静岡県、山口県、香川県、大分県、宮崎県	平成26年の提案募集において議論済み。 平成26年対心方針では、「土地利用審査会(39条10項)については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う。」とされ、国土交通省において、土地利用審査会の委員任期や開催方法等について、毎年5月頃に自治体向けに配布する基礎資料集や全都道府県、政令市を構成員とする土地対策全国連絡協議会の場等を活用して情報提供しているところ。新たな支障事例を示すことが必要。
長野県	B 地方 に対する 規制 緩和	農業・農地	農業用排水施設の変更であって、当該施設の新設又は変更である事業に係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の変更であって、当該施設の新設又は変更である事業に係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の変更であって、当該施設の新設又は変更に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号、第13条第2項第5号	農林水産省	山形市、滑川市、三糸市、福井県、浜松市、久留米市	平成26年の提案募集において議論済み。 農林水産省は、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適当。」としている。 また、農林水産省は、「土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づき市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
長野県	B 地方 に対する 規制 緩和	農業・農地	農業用排水施設の新設又は変更である事業に係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更である事業に係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号	農林水産省	山形市、三糸市、福井県、浜松市	平成26年の提案募集において議論済み。 農林水産省は、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適当。」としている。 また、農林水産省は、「土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づき市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
指定都市市長会	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利用(農地除く)	社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金交付要件の見直し及び明確化	社会資本整備円滑化地籍整備事業については、平成28年度から社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。	選定要件として、対象基幹事業が整備計画(期間5年)に位置づけられることが必要となるが、1工区的地籍調査は、一部地籍調査、地籍調査・地籍簿作成、閲覧、認証・法務局送付の手続に数年を要するため、整備計画の前半は地籍調査が主要事業になる。このため、基幹事業が1～2年経過すれば、次期計画に位置づけられた場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象外となる。また、社会資本整備計画において、地籍調査はどの工程まで完了する必要があるかが不明確である。道路事業計画など用地費収が含まれる基幹事業は、事業者手が流動的なため、突如として整備計画に位置づけられた場合には、地籍調査の完了が間に合わない。また、基幹事業の着手予定が現行の整備計画期間より先である場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業として着手できない。さらに、社会資本整備円滑化地籍整備事業による事業効果の定量化が困難であるため、会計検査での対応が図られる。これらのことについて、県を通じて国に意見を伝えたものの、現在のところ、支障等は解消されないままである。そのため、現整備計画に位置づけられていない基幹事業についても、基幹事業の将来計画及び地籍調査の実施サイクルを鑑み、社会資本整備円滑化地籍整備事業として連携ができるように現在の要件を緩和していただきたい。また、基幹事業に先行等しで行い、基幹事業の円滑化を図るものという点であるが、社会資本整備円滑化地籍整備事業により想定される事業効果を具体的に提示していただきたい。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	山口県、北九州市	社会資本整備円滑化地籍整備事業の交付申請に際し要件等が不明確であることにより実際に支障をきたすといった具体的な支障事例が示されていない。そのため、支障事例等を具体的に示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
横浜市	A 権限 移譲	教育・文 化	私立幼稚園の認可権 限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な 答申を審議する「私立学校審議 会の設置運営」、私立幼稚園へ の「運営指導」及び「補助金交 付」にかかる事務の権限・財源を 指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権と、給付対象施設としての確認及び給付費支弁や確認配置による指導等を行う者が一元化していない傾 斜や指導権が、設置によって事務負担増大を招く。子ども子育て支援新制度への移行が済まない理由となっている。 幼・小・小規模や教員教育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取組みが必要。現在の市との関係性の弱さから個 別園との連携関係構築に時間を要する可能性がある。 認可決定は、幼稚園法、保育所法、地方教育法の規定も市が、幼稚園認定ことも県と幼稚園は責が行うため、子ども 子育て支援事業計画における年認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行いにくい。幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策 的な配量や定員設定を行うよう希望がある。 指定都市の区域では、私立幼稚園が市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要となることであるが、指 定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどである。当該地域における幼児児童に偏る需 求動向を最も把握している指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ生徒・利用者へのニーズに迅速かつ的確に対応できるものと 考え、また、市域内から必要となる児童数についても、幼稚園の児童数を把握することも、保育所の確保者数のように必要に応じて市 町村町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を要することが、広域的な見地からとは限ら ないと考え、 また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限 定的である。 さらに、事務処理特別により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特別で対応できず、本市が要望する包括的な機 構・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の 担保がない。	学校教育法第4条第3項、私 立学校法第9条、私立学校 振興助成法第9条	文部科学省	浜松市、大 阪府、北九 州市	平成26年、27年、28年の提案募集において議論済み。 全国知事会は、「私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広 域的な見地からの配慮が必要なこと及び私立学校行政は、幼稚園以外を含 め一体的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきであ る。」としている。 調整に向けては、まず地方側において意見の調整が必要。
横浜市	A 権限 移譲	医療・福 祉	医療計画の策定等に 係る事務・権限の都 道府県から指定都市 への移譲	医療計画の策定等に係る事務・ 権限について、都道府県から希 望する指定都市へ移譲する。	横浜市の人口は約370万人で都道府県別人口第10位の静岡県とほぼ同じであ り、神奈川県全体の人口の約4割を占めている。病院数や診療所数についても同 様である。これだけ規模の大きな市について、県が地域の実情を把握して、きめ 細やかな医療政策を考えることは困難である。 昨年10月に策定された地域医療構想では、急速に進む少子高齢化により、2025 年には本市全体で7千床の病床が不足する見込みであり、在宅医療等の対象患 者数については約18倍に増加する。また、横浜市では3つの二次医療圏を1つの 構想区域にまとめ、医療と介護の総合的な確保に向けた環境を整えたところであ る。 なお、医療需要は2025年以降も増加を続け、少なくとも2040年までは増え続け ると推計されており、地域における医療提供体制の整備が急務である。 神奈川県においては、病院の開設許可に関する権限が指定都市等に移譲された が、基準病床数算定や病床配分に関する権限は県に残っており、医療計画に関 する業務がねじれた状況になっている。	医療法第30条の4	厚生労働省		平成26年の提案募集において議論済み。 厚生労働省は、「全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られて いない中では、権限を移譲することはできない。」としており、まずは地方側 において意見の調整が必要。
横浜市	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	地域医療介護総合確 保基金の指定都市へ の設置	今は各都道府県に設置されてい る地域医療介護総合確保基金に ついて、希望する指定都市は別 に設置できるようにする。	横浜では行政区によって人口規模や高齢化のピークが異なり、医 療・介護資源の充足状況もさまざまである。地域特有の医療課題を 解決するためには、きめ細かい事業展開が必要であり、県が他の園 域と合わせて対応するのは難しい。 また、基金は県が1/3を負担することから、事業化にあたっては県 の財政事情の影響を受けてしまう。	地域における医療及び介護 の総合的な確保の促進に 関する法律第4条、第5条	厚生労働省	仙台市、名 古屋市、大 阪府	平成28年の提案募集について議論済み。 厚生労働省は、「都道府県全体として医療計画と整合性のある医療提供体 制を整備するために広域的な観点から都道府県計画を策定する必要がある。 」としており、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必 要性を具体的に示すことが必要。
京都府、滋賀 県、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島 県、関西広域 連合	B 地方 に対する 規制 緩和	農業・農 地	米の産地伝達状況監 視に係る事務の見直 し	SBS方式等で輸入される米の 流通経路等について、都道府県 に情報提供されたい。	各都道府県においては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び 産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米の産地伝達状況を監 視しているところである。 外国産米の混入事例が発覚した場合、現状、府はSBS方式で輸 入される米の流通経路等を把握していないため、指導対象業者 に対する速やかな検査等の実施に支障をきたしている。 同法に基づく流通経路が速やかにトレースできるよう、SBS米の 落札業者や流通経路等を都道府県に情報提供していただきたい。	米穀等の取引等に係る情報 の記録及び産地情報の伝達 に関する法律	農林水産省		SBS方式で輸入される米の流通経路を把握していないことにより、実際に 検査等に支障をきたすといった具体的な支障が示されていない。 また、予めSBS方式で輸入される米の流通経路を把握することによる効果 等が明確に示されていない。そのため、新たな支障等を具体的に示すことが 必要。
京都府、滋賀 県、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島県	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	共同生活援助事業所 の共同生活住居に 関する基準の参酌基 準化	共同生活援助事業所の共同生 活住居に関する基準の参酌基 準化	共同生活住居の入居定員数については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ き、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成15年9月2日厚生労働省令第171 号)第210条第4項(標準とすべき基準)により、新築の場合は2人以上10人以下、既存の建物を共同生活住居と する場合においては入居定員を2人以上10人以下、都道府県知事が特に必要があるときとは30人以上とされ ており、第3項(標準とすべき基準)により既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合は30 人以上とされている。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)により都道府県知事が特 に必要があるとするには、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であることが必要とされてい る。 共同生活援助は、他のサービスより、人員配置基準が緩やかであるため、共同生活住居を開設する際に、できる限 り、大規模なものを設置を希望する傾向にある。 しかし、上記の規程により、大規模な20人以上が入居できる物件が見つからず、使用できないケースがある。 そのため、上記規程を参酌すべき基準として、通知の「都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域で あること」を廃止して、20人以上の大規模の共同生活住居を都道府県の数により、より簡易に設置を認めるよ うにすれば、共同生活援助の利用者の増加が期待できる。	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業 等の人員、設備及び運営に関する 基準(平成18年九月二十九日厚 生労働省令第百七十一号)第210 条第4項、第5項	厚生労働省	北海道、熊 本市	解釈通知(平成18年12月6日障発第1206001号)では、指定共同生活援助の 量が都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって都道 府県知事が特に必要と認めた場合には、共同生活住居の入居定員を21人以上 30人以下にすることができるとされている。 しかし、京都府障害福祉計画において定める共同生活援助の平成28年度 必要定員数は1,525人分であるのに対して総定員数1,599人分が確保されて いることから、解釈通知を廃止し、共同生活住居の定員を制限なく21人以上 とすることができるようにして、新たな共同生活住居の設置を促す必要性を具 体的に示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	大規模小売店舗に 係る変更に関する届 出時の市町村への意 見聴取手続の廃止	大規模小売店舗に係る変更に関 する届出時の市町村への意見 聴取手続の廃止	大規模小売店舗立地法第6条第1項に基づ く届出時に、都道府 県はその内容を公告等することになってお り、都道府県が公告をし たときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から 四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺 の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければなら ない。 例えば、小売業者の住所や代表者が変更になった場合、そのこと に対して住所を変えていただきたい、代表者を違う人にしてほしいと いう意見を出すことは考えられず、市町村が、6条1項の変更届出に 対し、意見を述べる余地はまずないと考えられ、当該意見聴取に関 しては形式的で実態として意味がないものとなっていることから、手 続きを廃止し事務負担の軽減を図ることを求める。	大規模小売店舗立地法第8 条	経済産業省	岩手県、盛岡 市、福島県、栃 木県、神奈川県、 伊勢原市、高岡 市、多治見市、静岡 県、富山県、豊橋 市、豊田県、福 沢市、徳島市、 新居浜市、長 崎県、熊本県、 宮崎県、鹿児島 県	本件は、意見を述べる余地がないことを理由に、意見聴取手続を廃止し、 事務負担の軽減を求めるもの。しかし、意見聴取手続は通知事務と一体的に 行うこととされており、実際に意見が出されることがないのであれば、通知事 務のほかの事務負担はそもそも発生しないため、調整に向けては、事務負担 の軽減ではなく、当該事務の廃止を求めなければ解消できない具体的な支 障事例を示すことが必要。 なお、意見聴取手続き通知事務の具体的な運用については、法令上の規定 等ではなく、地方公共団体の裁量で運用することが可能となっている。
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪府、神戸市、関西広域連合	A 権限 移譲	医療・福 祉	認定こども園に関する 情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律(認定こども園法) 第28条に基づく情報の提供につ いて、変更届の受理(第29条) に係る権限を有する自治体等が行 えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していない ため、政令中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事 務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権 者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・ 認定権者と一致させるべき。	就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律 第28条	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、横 浜市、高槻 市、鳥取 県、北九 州市	平成28年の提案募集において議論済み。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律第28条の「都道府県知事」は、第29条・第30条の認可権者としての都道府 県知事の機能ではなく、広域的に子育て施策を総括する都道府県知事の機 能と整理されたところ。
大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	「空家等対策の推進 に関する特別措置法」 の対象の拡大	一部の住戸に居住者がいる長屋 の空き住戸についても、「空家等 対策の推進に関する特別措置 法」の対象とされたい。	〔現状〕 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことにより屋根 や柱などの主構造部が腐食し隣の住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 〔支障事例〕 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条にお いて、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態で あるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否か判断するため、1棟に複数戸が違 なる長屋は一部に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。 そのため、法に基づき固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文 書送付を行っているが、転居や死亡されている事象が多(指導等に苦慮しているほか、税制上の措置 (勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実効性に支障を 及ぼしている。 〔制度改正の必要性〕 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)において、各地方 公共団体の取組事例等について、平成28年度中に情報提供を行う空家の対応方針が示された。 府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としていない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措 置規定を設けて、対応している自治体はある。 しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。	空家等対策の推進に関する 特別措置法 第2条	総務省、国 土交通省	いわき市、ひ たちなか市、 桐生市、多治 見市、静岡 県、豊橋市、 松原市、神戸 市、伊丹市、 愛媛県、田川 市、佐賀県、 大村市、宮崎 市	平成28年の提案募集において議論済み。 平成28年対応方針では、「一部が空き室となっている長屋等への対応につ いては、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成 29年中に情報提供を行う。」とし、現在、空家対策等に関するアンケート調査 にて実態調査を実施中。
大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	「建築物の耐震改修 の促進に関する法律」 における固定資産税 情報の利用	戸別訪問やダイレクトメールでの 耐震化の普及啓発を行う際、建 物所有者や建築年数の特定が 出来ない場合がある。普及啓発 を容易にするよう「空家等対策 の推進に関する特別措置法」と 同様に固定資産税情報の利用を 「建築物の耐震改修の促進に関 する法律」に位置づけること。	対象となる昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し耐震化の必要 性を確実に普及啓発を行うためには「建築年」と「所有者」特定が必要 となるが、府内には対象となる住宅が351万戸あり、その特定に 時間と手間を要する。 多数の者が利用する建築物は府内に約5万棟あり、耐震化の調査 はその建築物の所有者に対しアンケートを郵送し耐震化の必要性 を普及啓発しているが、宛所無して所有者にアンケートが届いてい ない建築物が約2,900棟あり普及啓発ができていない。	建築物の耐震改修の促進に 関する法律	国土交通省	いわき市、練 馬区、神奈川 県、藤沢市、長 野県、大垣市、 高山市、静岡 県、浜松市、西 尾市、高槻市、 鳥根県、浜田 市、広島県、徳 島市、高松市、 愛媛県、佐賀 県、大分県、宮 崎県	現行制度においても、建築年数や所有者に係る情報を利用することが可能 であり、固定資産税情報を建築物の耐震改修のために利用できないことによ る具体的支障が明確に示されていない。そのため、新たに具体的な支障を示 すことが必要。
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	B 地方 に対する 規制 緩和	農業・農 地	「農用地区域内農地」 に係る除外要件の緩 和	農用地区域から除外するに当た り、農地がほ場整備事業完了後 8年を経過していれば、用排水路 整備事業が8年を経過していなく ても除外できるよう「土地改良事 業完了後8年を経過しているも の」という要件を撤廃すること。	〔現状〕 「募集中の見正のため、東京からの本社機能の移転等に因りとも取り組んでおり、地方でも 企業立地や既存工場の変更を拡充を支援している。適当な工場用地が農地しか無い場合には、農用 地区域から除外する必要があるが、そのためには以下の3つの要件を満たす必要がある。 その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当である、農用地区域以外に代替す べき土地がないこと、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他の土地の農業 上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、農用地区域内における効率的かつ 安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、農 業利用排水施設や農道など農用地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすお それがないこと、土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること 〔支障事例〕 兵庫県のある市に所在している企業が工場を拡張(3ha)するに当たり、工用地として予定した農地 は土地改良事業から8年を経過していたものの、土地改良事業8年未経過の水路の受益地であり、当 該農地を転用することが困難な状況になった。水路の付け替え等により他の受益地に影響がない場合 は、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、水路が用排水路整備事業完了から8年を経 過していなくても当該農地を農用地区域内農地から除外できるよう見直しを求めている。	「農業振興地域の整備に関 する法律」第13条第2項 「農業振興地域の整備に関 する法律施行令第9条	農林水産省	成田市、三 条市、滑川 市、福井 県、吉田 町、奈良 県、八代市	平成26年の提案募集において議論済み。 農林水産省は、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利 用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外 することは不適当。」としている。 また、農林水産省は、「土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、 都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する 法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地 方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可 能と考えている。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
	分野	区分							
松原市	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	都市計画法第15条第1項	国土交通省		平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
豊橋市	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の「対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする」	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。	防災集団移転促進事業として国庫補助を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。 南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	内閣府、国土交通省	ひたちなか市	平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「防災集団移転促進事業による対応については、当該事業は防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき住民の居住に適当ないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、南トラ法第16条において防災集団移転促進事業に関連して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨を鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。」「防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団地で住宅建設及び生活再建を図ることができるよう、移転者個人がそれぞれ自己の居住の用に供する住宅を建設する場合に必要一定規模以上の土地の整備等を支援し、当該区域からの住居の集団移転を促進するものであることから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務施設の移転を支援の対象とすることはできない。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。